

新教育課程実施に向けて

— 改訂の要点と留意事項 —

平成30年 3 月

宮城県教育委員会

ま え が き

21世紀は知識基盤社会であり、AIの発達により定型的な仕事は今後ますます機械化・自動化が進む中で、課題を見いだして解決したり、新たな価値を生み出したりする力がより一層求められるようになって考えています。そうした社会を生きる子供たちの教育の充実を図るといふ趣旨のもとに学習指導要領等が改訂され、平成29年3月に新しい幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が公示されました。幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は平成32年度から、中学校学習指導要領は平成33年度から全面実施されることとなります。各幼稚園におかれましては、来年度から始まる新教育要領実施に向けての準備に、各小・中学校におかれましては、移行措置の準備に鋭意御努力いただいておりますことに感謝いたしますとともに、確実に実施されますようお願いいたします。

今回の改訂が重視するのは、学校教育が長年目指してきている「生きる力」の育成という目標を、教育課程の編成を通じて具体化することです。それぞれの学校が教育課程に基づく教育活動を通して、児童生徒一人一人に、予測できない社会の変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な力を育てていくことが重要となります。そのためには、各学校が児童生徒に対して「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「子供一人一人の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」といった観点にわたって、教育課程や教育活動の改善・充実を図っていくことが求められています。

このような改善・充実のためには、新しい取組として一から始めるのではなく、これまでも実施されている教育活動や学校運営の充実に向けた様々な取組を見直しつつ、学校教育の中核となる教育課程を中心に据え直すことにより、個々の取組を有機的につなぎ、組織的・計画的に子供たちの知識の理解の質をさらに高めていくことが重要となります。

平成30年度から、幼稚園においては新幼稚園教育要領の実施、小学校においては道徳科の実施、外国語科・外国語活動の移行措置の開始、中学校においては平成31年度から実施となる道徳科の教科書採択等、教育課程の変革が始まります。今回、幼・小・中の新しい教育要領、学習指導要領の改訂のポイントや移行措置の要点、Q&Aをまとめ、「新教育課程実施に向けて」を刊行いたしました。文部科学省発行の「新学習指導要領解説」と併せて活用され、新教育課程が円滑に実施されますことを願うものであります。

平成30年3月

宮城県教育委員会 教育長 高橋 仁

目 次

まえがき

【幼稚園の部】

- 1 新教育要領改訂のポイント…………… 1
改訂の要点，ねらい
教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
- 2 新教育課程実施に向けてのQ & A…………… 5

【小学校の部】

- 1 新学習指導要領改訂のポイント…………… 7
総則 国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語
特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動
- 2 新教育課程実施に向けてのQ & A…………… 37
総則 国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語
特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動

【中学校の部】

- 1 新学習指導要領改訂のポイント…………… 43
総則 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 技術・家庭 保健体育 外国語
特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動
- 2 新教育課程実施に向けてのQ & A…………… 71
総則 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 技術・家庭 保健体育 外国語
特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動

幼稚園の部

1 新 教 育 要 領 改 訂 の ポ イ ン ト

1 改訂の要点

(1) 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- ① 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- ② 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として新幼稚園教育要領に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- ③ 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

(2) 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ① 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、(1)に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- ② 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領の示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。
 - ア 健康な心と体
幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
 - イ 自立心
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
 - ウ 協同性
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
 - エ 道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
 - オ 社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
 - カ 思考力の芽生え
身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
 - キ 自然との関わり・生命尊重
自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉な

どで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(3) 教育課程の役割と編成等

① 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。また、各幼稚園においては、⑥に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

② 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

③ 教育課程の編成上の基本的事項

ア 幼稚園生活の全体を通して新幼稚園教育要領に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

イ 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

ウ 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

④ 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。

イ 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。

ウ 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

⑤ 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

イ 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

⑥ 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、幼稚園教育要領第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

(4) 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

① 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

② 指導計画の作成上の基本的事項

ア 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。

イ 指導計画の作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。

ウ 幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

③ 指導計画の作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。

イ 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。

ウ 言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

エ 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

オ 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。

カ 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

キ 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

ク 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであることを踏まえ、幼稚園全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

④ 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。

イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

(5) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

① 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

② 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(6) 幼稚園運営上の留意事項

① 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。

② 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

- ③ 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努める。

(7) **教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など**

幼稚園は、新幼稚園教育要領第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びに新幼稚園教育要領第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

2 ねらい

(1) **健康**

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

(2) **人間関係**

- ① 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(3) **環境**

- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- ③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(4) **言葉**

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになってとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

(5) **表現**

- ① いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- (1) 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
- ① 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - ② 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - ③ 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - ④ 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - ⑤ 適切な責任体制と指導體制を整備した上で行うようにすること。
- (2) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

幼稚園 Q & A

2 新教育課程実施に向けてのQ & A

幼稚園

Q 1 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように捉え、どのようなことに留意して指導したらよいのか。

A 1 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育に育みたい資質・能力が育まれている幼児期の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。

幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。もとより、幼稚園教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

Q 2 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を行っていく上で、留意すべきことはどのようなことか。

A 2 幼稚園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習している。このような生活の変化に子供が対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、教師は適切な指導を行うことが必要である。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能になるようにすることとされている。

子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園と小学校の教師が共に幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切である。

また、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図るようにすることが大切である。その際に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

さらに、円滑な接続のためには、幼児と児童の交流の機会を設け、連携を図ることが大切である。特に5歳児が小学校就学に向けて自信や期待を高めて、極端な不安を感じないように、就学前の幼児が小学校の活動に参加するなどの交流活動も意義のある活動である。

(参考) 小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※ 入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導の工夫（スタートカリキュラム）を行うことを明示した。

小 学 校 の 部

1 新学習指導要領改訂のポイント

小 学 校 総 則

1 改訂の経緯

- (1) AI（人工知能）の進化など情報化・グローバル化が急激に進展する予測が困難な時代に求められること
 - ① 様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決すること。
 - ② 様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげること。
 - ③ 複雑な状況の中で目的を再構築すること。
- (2) 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現
 - ① 教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題。
 - ② 学習指導要領等は、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割。
 - ③ 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現。
 - ア 「何ができるようになるか」
 - イ 「何を学ぶか」
 - ウ 「どのように学ぶか」
 - エ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
 - オ 「何が身に付いたか」
 - カ 「実施するために何が必要か」

2 改訂の基本方針

- (1) 今回の改訂の基本的な考え方
 - ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
 - ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成。
 - ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。
- (2) 育成を目指す資質・能力の明確化
知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を三つの柱で再整理。
 - ① 「知識及び技能」の習得
 - ② 「思考力、判断力、表現力等」の育成
 - ③ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
授業改善の活性化による、子供たちの知識の理解の質の向上を図るための六つの留意点
 - ① 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
 - ② 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
 - ③ 通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質の向上。
 - ④ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学びの実現を図っていくものであること。
 - ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
 - ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。
- (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」実現のための三つの視点
 - ① 各教科の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で組み立てること。
 - ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
 - ③ 人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図り、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ること。
- (5) 教育内容の主な改善事項
 - ① 言語能力の確実な育成
 - ② 理数教育の充実
 - ③ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ④ 体験活動の充実
 - ⑤ 外国語教育の充実

3 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則改正の要点
 - ① 小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設。特別の教科である道徳を位置付ける改正は、平成27年3月に行い、平成30年4月1日から全面实施。
 - ② 授業時数については、第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間。従来よりも、第3学年から第6学年で年間35単位時間増加。
- (2) 前文の趣旨及び要点
今回の学習指導要領等は、理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文を設け、次の3点を示した。

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

(3) 総則改正の要点

今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から、主に次の3点について改善。

- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」。
- ② カリキュラム・マネジメントの充実。
- ③ 児童の発達の支援、家庭や地域との連携・協働。

4 教育課程の編成

(1) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- ① 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成。
- ② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科横断的な視点で育成。

(2) 授業時数等の取扱い

各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合は、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、責任をもって行う体制を整備すること。

(3) 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、学校段階等間の接続を図るものとする。

- ① 幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえての教育活動の実施。
- ② 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえた、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続。

5 教育課程の実施と学習評価

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ① 身に付けた知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の発揮。
- ② 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）が鍛えられていくことに留意。
- ③ 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実。

※ 独立行政法人教職員支援機構では、全国の授業実践事例を「主体的・対話的で深い学び」の視点から分析し紹介。

(2) コンピュータ等を活用した学習活動の充実

- ① 学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動。
- ② 児童がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付けるための学習活動。

(3) 学習評価の実施

各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱に沿って整理されたことを踏まえ、観点別学習評価についても「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の3観点に整理する。

- ① 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、資質・能力を育成。
- ② 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進。
- ③ 学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫。

(4) 児童の発達を支える指導の充実

- ① ガイダンスとカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。
- ② 児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- ③ 特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ① 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れること。
- ② 特別支援学級や通級による個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、学習上の困難に応じた指導の工夫。
- ③ 日本語の習得に困難のある児童や不登校の児童への教育課程上の配慮。

6 学校運営上の留意事項

(1) 教育課程の改善と学校評価等

- ① カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に全ての教職員が参加して行うこと。
- ② 学校評価は、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施すること。

(2) 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携

- ① 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、家庭や地域社会との連携・協働を深めること。
- ② 世代間や学校間、障害のある子供との間の交流等の機会の充実。

小 学 校 国 語

1 改訂の要点

(1) 目標及び内容の構成

① 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。「学びに向かう力、人間性等」については、教科及び学年等の目標においてまとめて示し、指導事項のまとめりごとに示すことはしていない。

(2) 学習内容の改善・充実

① 語彙指導の改善・充実

語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。語彙を豊かにするとは、自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。各学年において、指導の重点となる語句のまとめりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。

② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。こうした資質・能力の育成に向け、「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報の関係」と「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。

③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

④ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理するとともに、第1学年及び第2学年の新しい内容として、言葉の豊かさに関する指導事項を追加するなど、その内容の改善を図った。

⑤ 漢字指導の改善・充実

都道府県に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数の変更を行った。

(3) 学習の系統性の重視

小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

(4) 授業改善のための言語活動の工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

(5) 読書指導の改善充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

2 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

日常生活に必要な国語について、その特性を理解し適切に使うことができるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

改訂において示す国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とは、国語で表現された内容や事柄を正確に理解する資質・能力、国語を使って内容や事柄を適切に表現する資質・能力であるが、そのために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力、国語を適切に使う資質・能力を含んだものである。正確に理解する資質・能力と、適切に表現する資質・能力とは、連続的かつ同時に機能するものであるが、表現する内容となる自分の考えなどを形成するためには国語で表現された様々な事柄、経験、思い、考え等を理解することが必要であることから、今回の改訂では、「正確に理解」、「適切に表現」という順に示している。

言語による見方・考え方を働かせるとは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項
単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。
- ② 〔知識及び技能〕に関する配慮事項
第2の各学年の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。なお、その際、第1章総則第2の3の(2)のウの(イ)に掲げる指導を行う場合には、当該指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成されるよう計画的に指導すること。
- ③ 低学年における他教科や幼児教育との関連についての配慮事項
低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- ④ 他教科等との関連についての配慮事項
言語能力の向上を図る観点から、外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
- ⑤ 障害のある児童への配慮についての事項
障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項 ※現行どおりの配慮事項は記述なし

- ① 〔知識及び技能〕に示す事項の取扱い
 - ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、児童が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。
 - イ 理解したり表現したりするために必要な文字や語句については、辞書や事典を利用して調べる活動を取り入れるなど、調べる習慣が身に付くようにすること。
 - ウ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、第5章総合的な学習の時間の第3の2の(3)に示す、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。
 - エ 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。
 - ・他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。
 - オ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。
 - ・第1学年及び第2学年の(3)のウの(イ)の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること。
- ② 学校図書館などの活用に関する事項
児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。

4 移行期間における留意事項

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語科の指導

- (1) 現行の学習指導要領第2章第1節の規程にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領2章第1節の規程によることができる。
- (2) 現行の学習指導要領による場合には、平成30年度及び31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

1 改訂の要点

(1) 内容構成の改善

各学年の内容を、①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活に区分する観点及び第3学年と第4学年の目標と内容を分けて示す観点から整理し直した。また、各学年の内容を「知識及び技能に関わる事項」と「思考力、判断力、表現力等に関わる事項」に分けて明確化した。その上で、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直すとともに、自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容を見直すなどの改善を図った。

(2) 内容の改善

① 第3学年（市を中心とする地域社会に関する内容）

ア 「身近な地域や自分たちの市の様子」については、公共施設の場所と働きに「市役所など」の文言を加え、市役所の働きを取り上げることが示した。また、白地図などにまとめる際に、教科用図書「地図」を参照し、方位や地図記号について扱うことを加えた。

イ これまでの「古くから残る暮らしにかかわる道具、それを使っていたころの暮らしの様子」に関する内容を「市の様子の移り変わり」に関する学習へと改め、交通や公共施設、土地利用、人口、生活の道具を調べるよう示した。また、『人口』を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れること」を示した。

ウ 販売の仕事において、「他地域や外国との関わり」を取り上げるよう示した。その際、内容の取扱いにおいて「地図帳などを使用」することを示した。

② 第4学年（県を中心とする地域社会に関する内容）

ア 都道府県の様子に関する内容については、「47都道府県の名称と位置を理解すること」を示した。

イ 世界との関わりに関心を高めるようにすることを重視して、県内の特色ある地域の様子に関する内容の取扱いにおいて、「国際交流に取り組んでいる地域」が加わった。

ウ 県内の伝統や文化に関する内容については、「県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようにする」ことを示した。

エ 先人の働きに関する内容については、これまでの「開発、教育、文化、産業など」に「医療」が加わった。

オ 「自然災害から人々を守る活動」において、「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる」よう示した。

③ 第5学年（我が国の国土と産業に関する内容）

ア 我が国の国土の様子と国民生活に関する内容については、「領土の範囲」を大まかに理解することを示し、内容の取扱いにおいて『領土の範囲』については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること」を示した。

イ 食料生産に関わる人々の工夫や努力として、「生産性や品質を高める」ことや「輸送方法や販売方法を工夫」していることを示すとともに、「価格や費用」を内容示した。

ウ 我が国の工業生産に関する内容については、「工業製品の改良」を取り上げるようにした。

エ 情報化に伴う生活や産業の変化を視野に入れ、「情報を生かして発展する産業」の学習において、「販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げること」を示した。

オ これまで「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」として示していた内容を「自然災害」と「森林」に分けて示した。

④ 第6学年（我が国の政治と歴史、国際理解に関する内容）

ア 我が国の歴史学習においては、「世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して」調べることや、「我が国の歴史の展開」を考えること、我が国が歩んできた「大まかな歴史」や「関連する先人の業績、優れた文化遺産」を理解することなど、小学校の歴史学習の趣旨を明示した。

イ 2内容(2)アの(ア)から(イ)の内容については、政治の中心地や世の中の様子に着目して時期を捉える小学校の歴史学習の趣旨を踏まえて、「日本風の文化が生まれたこと」「戦国の世の中が統一されたこと」を独立して示すよう改めた。

ウ 主として「歴史の人々と生活」に関する内容について、内容の取扱いにおいては、「当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるように配慮すること」を加えた。

エ グローバル化する世界と日本の役割に関する内容については、これまでの「我が国の国際交流や国際協力、国際連合に関する内容」から、「日本とのつながりの深い国の人々の生活に関する内容」へと移行し「国際交流の果たす役割を考える」ようにした。

オ 政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視して、我が国の政治の働きに関する内容については、これまでの順序を改めて、内容の(2)を(1)と示した。

2 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに，様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力，判断力，表現力等)

社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

(3) (学びに向かう力，人間性等)

社会的事象について，よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，問題解決への見通しをもつこと，社会的事象の見方・考え方を働かせ，事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること，学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど，学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。
- ② 各学年の目標や内容を踏まえて，事例の取り上げ方を工夫して，内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- ③ 我が国の47都道府県の名称と位置，世界の大陸と主な海洋の名称と位置については，学習内容と関連付けながら，その都度，地図帳や地球儀などを使って確認するなどして，小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。
- ④ 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

- ① 各学校においては，地域の実態を生かし，児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，観察や見学，聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。
- ② 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，情報の収集やまとめなどを行うようにすること。
- ③ 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに，身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また，内容に関わる専門家や関係者，関係の諸機関との連携を図るようにすること。
- ④ 児童の発達の段階を考慮し，社会的事象については，児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮すること。

4 移行期間における留意事項

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し，新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置，国土の構成，領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え，新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用するものとする。
- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち，2(1)ア，2(2)ア及びイ，2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし，現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち，「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 算数科の目標は、三つの柱で整理して示す。学年の目標は、児童の発達の段階に応じて、第1学年、第2学年と第3学年、第4学年と第5学年、第6学年の学年区分を意識して記述された。
- ② 「数学的な見方・考え方」の再整理
- ③ 数学的活動の充実

(2) 内容構成の改善

- ① 領域の整理
数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき、内容の系統性を見直し、領域を整理。第1学年～第3学年は、「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、「Dデータの活用」。第4学年～第6学年は、「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」、「Dデータの活用」。
- ② 統計教育の充実
連続データの取り扱いの充実（ドットプロット、代表値）

2 目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

《数学的な見方・考え方》

「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること。」

※ 算数の学習において、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考をしていくかという、物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味する。

※ 数学的に考える資質・能力の三つの柱の全てに対して働かせるものである。

(「数学的な見方」は、「事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えること」であり、「数学的な考え方」は、「目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用し、根拠を基に筋道を立てて考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識・技能等を関連付けながら統合的・発展的に考えること」である。)

《数学的活動》

「事象を数理的に捉えて、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること。」

※ 「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」であるとする従来の意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にした。

※ これらの過程は小・中・高等学校共通であることを確認したことを踏まえ、算数的活動を数学的活動として捉え直した。

○ 二つの問題発見・解決の過程

・ 日常生活の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりすること。

・ 算数の学習場面から問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考えたりすること。

※ 二つの問題発見・解決の過程は相互に関わり合っている。

※ これらの基盤として、各場面で言語活動を充実させ、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにする。

○ 各学年への位置付け

・ 第4学年～第6学年は、中学校と揃えて三つの活動類型「日常の事象から見いだした問題を解決する活動」、「算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動」、「数学的に表現し伝え合う活動」で示した。

・ 第1学年～第3学年は、さらに算数独自の類型「数量や図形を見だし、進んで関わる活動」を加えて四つの活動で示した。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考

- え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、算数の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。」
- 「主体的な学び」：児童自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりする。
- 「対話的な学び」：数学的な表現を柔軟に用いて表現し、それを用いて筋道を立てて説明し合うことで新しい考えを理解したり、それぞれの考えのよさや事柄の本質について話し合うことでよりよい考えに高めたり、事柄の本質を明らかにしたりするなど、自らの考えや集団の考えを広げ深める。
- 「深い学び」：日常の事象や数学の事象について、「数学的な見方・考え方」を働かせ、数学的活動を通して、問題を解決するよりよい方法を見いだしたり、意味の理解を深めたり、概念を形成したりするなど、新たな知識・技能を見いだしたり、それらと既習の知識と統合したりして思考や態度が変容する。

② 継続的な指導や学年間の円滑な接続

「第1章総則の第2章の3の(2)のウの(イ)に掲げる指導を行う場合には、当該指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成されるよう計画的に指導すること」

- ③ 領域間の指導の関連 ④ 低学年における他教科等や幼児教育との関連
⑤ 障害のある児童への指導 ⑥ 道徳科などとの関連

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

- ① 考えを表現し伝え合うなどの学習活動
② コンピュータなどの活用

「第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第5学年〕の「B図形」の(1)における正多角形の作図を行う学習に関連して、正確な繰り返し作業を行う必要があり、更に一部を変えることでいろいろな正多角形を同様に考えることができる場面などで取り扱うこと。」

- ③ 具体的な体験を伴う学習 ④ 用語・記号の指導
⑤ およその大きさや形を捉え、適切に判断すること
⑥ 筆算による計算の技能や計算の結果の見積

(3) 数学的活動の指導に当たっての配慮事項

- ① 数学的活動を通しての指導 ② 数学的活動を楽しむこと
③ 見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返ること ④ 数学的な表現の相互の関連を図ること
⑤ 考えを学び合うことやよりよく問題解決できたことを実感すること

4 指導事項

(1) 指導事項の学年間移行

- ① 第5学年 用語・記号「素数」→中学校第1学年へ、「分数×(÷)整数」→第6学年へ
② 第6学年 「速さ」→第5学年へ、「メートル法の単位の仕組み」→第3, 4, 5学年へ
③ 中学校第1学年の用語・記号 「平均値, 中央値, 最頻値, 階級」→第6学年へ

(2) 新規の指導事項

- ① 第4学年 「C変化と関係」(2)

(3) 新たに付け加えた内容(項目として新たに起こしたもの)

- ① 第1学年 「A数と計算」(1)ア(ク), 「B図形」(1)ア(イ)
② 第2学年 「A数と計算」(1)ア(オ), 「C測定」(1)ア(イ)
③ 第4学年 「A数と計算」(4)ア(ア), 「B図形」(2)ア(ウ)
④ 第5学年 「C変化と関係」(3)ア(ア), 「Dデータの活用」(1)ア(イ)
⑤ 第6学年 「Dデータの活用」(1)ア(ア), (ウ)
「用語・記号」対称の軸, 対象の中心, 比の値, ドットプロット

5 移行期間における留意事項

【平成30年度】

現行小学校学習指導要領の指導事項	新小学校学習指導要領から追加して指導する事項
第3学年 2B(1)	第3学年 3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
第4学年 2B(1)ア	第3学年 3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」 第4学年 2B(4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」

【平成31年度】

現行小学校学習指導要領の指導事項	新小学校学習指導要領から追加して指導する事項
第3学年 2B(1)	第3学年 3(7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
第4学年 2A(5) 2B(1) 2D	第4学年 2A(4)ア(ア) 第4学年 2B(4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」 第4学年 2C(2)ア(ア)
第5学年 2B(2) 2B(4)	第5学年 2B(4)イ(ア)のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」 第5学年 2C(2)ア(ア)

※ 平成31年度の第5学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2A(4)カに規定する事項を省略するものとする。

小 学 校 理 科

1 改訂の要点

(1) 目標の示し方

各学年の目標は、「A物質・エネルギー」、「B生命・地球」の内容区分ごとに、育成を目指す資質・能力を示すこととし、①に「知識及び技能」、②に「思考力、判断力、表現力等」、③に「学びに向かう力、人間性等」を示した。

(2) 内容の改善・充実

① 指導内容の示し方

各学年とも、「A物質・エネルギー」、「B生命・地球」の二つの内容区分で構成し、各内容について、児童が働かせる「見方・考え方」及び、育成を目指す「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を示している。「学びに向かう力、人間性等」については、各学年の目標にそれぞれ示している。

② 教育内容の見直し

「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、これまでも重視してきた問題解決の力を具体的に示し、より主体的に問題解決の活動を行うことができるようにした。また、日常生活や他教科との関連を図った学習活動、目的を設定し、計測して制御するといった考え方に基づいた観察、実験、ものづくりの活動の充実を図ったり、自然災害との関連を図りながら学習内容の理解を深めたりすることにより、理科の面白さを感じたり、理科を学ぶことの意義や有用性を認識したりできるようにした。

③ 小学校理科の内容の改善

- 追加した内容 ・ 音の伝わり方と大小（第3学年） ・ 雨水の行方と地面の様子（第4学年）
・ 人と環境（第6学年）
- 学年間で移行した内容 ・ 光電池の働き〔第6学年（第4学年より移行）〕
・ 水中の小さな生物〔第6学年（第5学年より移行）〕
- 中学校へ移行した内容 ・ 電熱線の発熱（第6学年より移行）

(3) 学習指導の改善・充実

○ 資質・能力を育成する学びの過程

「自然の事物・現象に対する気付き」、「問題の設定」、「予想や仮説の設定」、「検証計画の立案」、「観察・実験の実施」、「結果の処理」、「考察・結論」という、問題解決のそれぞれの過程において、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、指導の改善を図るため、特に「思考力、判断力、表現力等」については、各学年で主に育成を目指す問題解決の力を具体的に示した。

2 目 標

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) （知識及び技能）

自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) （思考力、判断力、表現力等）

観察・実験などを行い、問題解決の力を養う。

(3) （学びに向かう力、人間性等）

自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

<理科の見方・考え方>

児童が自然の事物・現象を捉えるための視点や考え方。理科の学習においては、「理科の見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、思考・判断・表現したりしていくものである。同時に、学習を通じて、「理科の見方・考え方」が豊かで確かなものとなっていく。

○ 問題解決の過程において、自然の事物・現象をどのような視点で捉えるかという「見方」については、理科を構成する領域ごとの特徴から整理を行った。

「エネルギー」を柱とする領域：主として量的・関係的な視点

「粒子」を柱とする領域：主として質的・実体的な視点

「生命」を柱とする領域：主として多様性と共通性の視点

「地球」を柱とする領域：主として時間的・空間的な視点

※ ただし、これらの特徴的な視点はそれぞれ領域固有のものではなく、他の領域においても用いられる視点であることや、これら以外にも、原因と結果、部分と全体、定性と定量などの視点もあることに留意する。

○ 問題解決の過程において、どのような考え方で思考していくかという「考え方」については、これまで理科で育成を目指してきた問題解決の能力を基に整理を行った。

「比較」：同時に複数の事物・現象を比べる，ある自然の事物・現象の変化を時間的な前後の関係で比べるなど。

「関係付け」：変化とそれに関わる要因を結び付ける，既習の内容や生活経験と結び付けるなど。

「条件制御」：どの要因が影響を与えるかを調べる際に，変化させる要因と変化させない要因を区別すること。

「多面的に考える」：解決したい問題について互いの予想や仮説を尊重しながら追究する，観察，実験などの結果を基に，予想や仮説，観察，実験などの方法を振り返り，再検討する。複数の観察，実験などから得た結果を基に考察をするなど。

※ 各学年で主に育成を目指す問題解決の力との関連から，第3学年では「比較」，第4学年では「関係付け」，5学年では「条件制御」，第6学年では「多面的に考える」という考え方を働かせることが大切となるが，これらの考え方は，学年固有のものではなく，内容に応じて働かせるものであることに留意する。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，理科の学習過程の特質を踏まえ，理科の見方・考え方を働かせ，見通しをもって観察，実験を行うことなどの，問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。

【主体的な学び】

自然の事物・現象から問題を見だし，見通しをもって観察，実験などを行っているか，観察，実験の結果を基に考察を行い，より妥当な考えをつくりだしているか，自らの学習活動を振り返って意味付けたり，得られた知識や技能を基に，次の問題を発見したり，新たな視点で自然の事物・現象を捉えようとしていたりしているかなどの視点から，授業改善を図る。

【対話的な学び】について

問題の設定や検証計画の立案，観察，実験の結果の処理，考察の場面などでは，あらかじめ個人で考え，その後，意見交換したり，根拠を基にして議論したりして，自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から，授業改善を図る。

【深い学び】について

「理科の見方・考え方」を働かせながら問題解決の過程を通して学ぶことにより，理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか，様々な知識がつながって，より科学的な概念を形成することに向かっているか，さらに，新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を，次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせているかなどの視点から，授業改善を図る。

② 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

① 問題を見だし，予想や仮説，観察，実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動，観察，実験の結果を整理し考察する学習活動，科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって，言語活動が充実するようにすること。

② プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には，児童の負担に配慮しつつ，与えた条件に応じて動作していることを考察し，更に条件を変えることにより，動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。

③ 生物，天気，川，土地などの指導に当たっては，野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに，生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

④ 天気，川，土地などの指導に当たっては，災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

⑤ 個々の児童が主体的に問題解決の活動を進めるとともに，日常生活や他教科等との関連を図った学習活動，目的を設定し，計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。

(3) 事故防止，薬品などの管理

観察，実験などの指導に当たっては，事故防止に十分留意すること。また，環境整備に十分配慮するとともに，使用薬品についても適切な措置をとるよう配慮すること。

4 移行期間における留意事項

(1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第4学年〕の2A(3)イ「光電池を使ってモーターを回すことなどができること」を省略する。

(2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第5学年〕の2B(2)イ「魚は，水中の小さな生物を食べ物にして生きていること」を省略する。

(3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第6学年〕の2A(4)ウ「電熱線の発熱は，その太さによって変わること」を省略する。

小 学 校 生 活

1 改訂の要点

- (1) 幼児期の教育とのつながりや小学校低学年における各教科等における学習との関係性、中学年以降の学習とのつながりを踏まえ、体験的な学習を通して育成する資質・能力（特に「思考力、判断力、表現力等」）が具体的になるよう見直した。
- (2) **目標の改善**
体験的な学習を通じて、自立し生活を豊かにしていくための三つの資質・能力を育成することを明確化した。
- (3) **内容構成の改善**
学習内容を〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕、〔身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容〕、〔自分自身の生活や成長に関する内容〕の三つに整理した。
- (4) **学習内容、学習指導の改善、充実**
 - ① 体験的な学習を通じて、どのような「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指すのが具体的になるよう見直した。
 - ② 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考え、気付きを確かなものとしたり、新たな気付きを得たりするようにするため、活動や体験を通して気付いたことなどについて多様に表現し考えたり、「見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫する」などの多様な学習活動を行ったりする活動を重視した。
 - ③ 動物の飼育や植物の栽培などの活動は2学年間にわたって取り扱い、引き続き重視した。
 - ④ 幼児期における遊びを通した総合的な学びから自覚的な学びに円滑に移行できるよう、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫（スタートカリキュラム）を行うことを明示した。

2 目 標

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次の通り育成することを目指す。

- (1) **（知識及び技能の基礎）**
活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) **（思考力、判断力、表現力等の基礎）**
身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) **（学びに向かう力、人間性等）**
身近な人々、社会及び自然に自ら働き掛け、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

3 内 容

第2の目標に示す資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。

〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕

- (1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。
- (2) 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする。
- (3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。
〔身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容〕
- (4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。
- (5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることなどに気付くとともに、そ

れらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。

- (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。
- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。
- (8) 自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を通して、相手のことを想像したり伝えたいことや伝え方を選んだりすることができ、身近な人々と関わることのよさや楽しさが分かるとともに、進んで触れ合い交流しようとする。
〔自分自身の生活や成長に関する内容〕
- (9) 自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分のことや支えてくれた人々について考えることができ、自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かるとともに、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもち、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活しようとする。

4 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ① 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。
 - ② 児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定すること。
 - ③ 第2の内容の(7)については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにすること。
 - ④ 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
 - ⑤ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - ⑥ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。
- (2) 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮する。
 - ① 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。
 - ② 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。また、このように表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫すること。
 - ③ 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。
 - ④ 学習活動を行うに当たっては、コンピュータなどの情報機器について、その特質を踏まえ、児童の発達の段階や特性及び生活科の特質などに応じて適切に活用するようにすること。
 - ⑤ 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。
 - ⑥ 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身に関わる学習活動の展開に即して行うようにすること。

5 移行期間における留意事項

全部又は一部について、新学習指導要領によることができる。評価に関しては、現行の学習指導要領の観点に基づき行うこと。

小 学 校 音 楽

1 改訂の要点

- (1) 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- (2) 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- (3) 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。
- (4) **内容構成の改善**
 - ① 音楽科の内容を「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」の資質・能力に対応するように構成している。内容を相互に関わらせながら、一体的に育てていくことが重要である。したがって、別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから、「思考力、判断力、表現力等」を育成するといった、一方向の指導になったりしないよう留意する必要がある。また、「学びに向かう、人間性等」については、目標においてまとめて示し、事項に示すことはしていない。再整理したことによって、指導すべき内容が一層明確となった。
 - ② 歌唱（第5学年及び第6学年の例）
 - ア 曲の特徴にふさわしい歌唱表現を工夫し、思いや意図をもつこと。（思考力、判断力、表現力等）
 - イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。（知識）
 - ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。（技能）
 - (ア) 聴唱・視唱の技能
 - (イ) 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能
 - (ウ) 声を合わせて歌う技能
- (5) **「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化**

「知識」に関する指導内容は、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を領域や分野ごとに示した。「技能」は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべきであることを明確にした。
- (6) **【共通事項】の指導内容の改善**

従前の【共通事項】の趣旨を踏まえつつ、アの事項を「思考力、判断力、表現等」に関する資質・能力の事項を「知識」に関する資質・能力として示した。
- (7) **音楽づくり**

音楽づくりの活動は、創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくるものであり、「音遊びや即興的に表現する」活動と「音を音楽へと構成する」活動からなる。指導に当たっては、「音遊びや即興的に表現する」活動から、「音を音楽へと構成する」活動へのつながりについても配慮する必要がある。
- (8) **曲想、音楽の構造**

歌唱や器楽、鑑賞の活動においては、取り扱う曲の曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解しながら、表現したり鑑賞したりすることが大切である。【共通事項】の学習と併せて行うことが重要である。
- (9) **言語活動の充実**

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を配慮事項とした。
- (10) **「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実**

これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

2 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) **（知識及び技能）**

曲想と音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能

を身に付けるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

音楽表現を工夫することや, 音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

音楽活動の楽しさを体験することを通して, 音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに, 音楽に親しむ態度を養い, 豊かな情操を培う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては, 次の事項に配慮する。

① 題材など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 音楽的な見方・考え方を働かせ, 他者と協働しながら, 音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど, 思考, 判断し, 表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

② 第2の各学年の内容の「A表現」の(1), (2)及び(3)の指導については, ア, イ及びウの各事項を, 「B鑑賞」の(1)の指導については, ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

③ 第2の各学年の内容の「A表現」の(1), (2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については, 適宜, [共通事項]を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

④ 障害のある児童などについては, 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

(2) 第2の内容の取扱いについては, 次の事項に配慮する。

① 音楽によって喚起されたイメージや感情, 音楽表現に対する思いや意図, 音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど, 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り, 音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにする。

② 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり, 主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため, コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

③ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど, 児童や学校, 地域の実態に応じ, 生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

④ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について, それらを創作した著作者がいることに気付き, 学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに, それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また, このことが, 音楽文化の継承, 発展, 創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

⑤ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては, そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう, 音源や楽譜等の示し方, 伴奏の仕方, 曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

⑥ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は, 既習の楽器を含めて, リコーダーや鍵盤楽器, 和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

⑦ どのような音楽を, どのようにしてつくるかなどについて, 児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど, 見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。

⑧ つくった音楽については, 指導のねらいに即し, 必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については, 図や絵によるもの, 五線譜など柔軟に指導すること。

⑨ 各学年の[共通事項]に示す「音楽を形づくっている要素」については, 児童の発達の段階や指導のねらいに応じて, 次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導する。

ア 音楽を特徴付けている要素

音色, リズム, 速度, 旋律, 強弱, 音の重なり, 和音の響き, 音階, 調, 拍, フレーズなど

イ 音楽の仕組み

反復, 呼びかけとこたえ, 変化, 音楽の縦と横との関係など

4 移行期間における留意事項

(1) 全部又は一部について新学習指導要領によることができる。

(2) 評価に関しては, 現行の学習指導要領の観点に基づき行うこと。

小 学 校 図 画 工 作

1 改訂の要点

(1) 改訂の具体的な方向性

- ① 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ② 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

(2) 改訂の基本的な考え方

- ① 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- ② 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容を改善・充実する。

(3) 改訂の要点

① 目標の改善

ア 教科の目標

- ・ 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・ 育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。
- ・ 図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・ 育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

イ 学年の目標

育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。

② 内容の改善

ア 表現領域の改善

「A表現」の内容を「(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるように指導する。」「(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるように指導する。」とし、「思考力、判断力、表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。その上で、ア「造形遊びをする活動」とイ「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。

イ 鑑賞領域の改善

- ・ 「B鑑賞」を「(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・ 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

ウ [共通事項]の改善

- ・ 表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である[共通事項]を「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・ [共通事項] (1) 「ア 自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること」などを「知識」として位置付ける。
- ・ [共通事項] (1) 「イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと」などを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。

エ 「知識」についての配慮事項の明示

内容の取扱いに、[共通事項] (1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

2 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに

対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

3 指導計画の作成と内容の取り扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ これまで着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

ウ 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。

エ 主体的・対話的で深い学びには順序性があるわけではない。

② 「A表現」及び「B鑑賞」の関連

ア 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるために必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

③ [共通事項]の取り扱い

ア 第2の各学年の内容の[共通事項]は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

イ 「知識」とは、形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すのではない。児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解したものであり、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。

④ 「A表現」の(1)、(2)の関連と指導に相当する授業時数 他

ア 工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。なお、工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものであることに配慮する必要がある。

⑤ 障害のある児童への指導

ア 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

⑥ 低学年における他教科等や幼児教育との関連、さらに、中学校美術科などの学習も視野に入れた6年間を見通した計画的かつ継続的な指導計画の作成を行うこと。

(2) 内容の取り扱いと指導上の配慮事項

① 児童の思いを大切にしたい指導

ア 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

イ 思いの具体

児童は、活動しながら様々な思いをもつ。それは、「大きなものをつくりたい」、「ここを赤くしたい」、「木でつくってみたい」という発想や構想に関する思いや「のぎりを使ってつくりたい」、「ここを濃く塗りたい」など技能に関する思いなど、実現したい思いに留まらず、「みんなでつくりたい」、「もっとつくりたい」、「楽しくてたまらない」など、「学びに向かう力、人間性等」に関わる思いもある。あるいは、「思いが生まれること自体がうれしい」という思いをもつことも考えられる。

② 言語活動の充実 他

ア 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

4 移行期間における留意事項

- (1) 全部又は一部について新学習指導要領によることができる。
- (2) 評価に関しては、現行の指導要領に基づいた4観点で行う。

小 学 校 家 庭

1 改訂の要点

家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することができる資質・能力の育成を目指している。この資質・能力については、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

(1) 目標の改善

改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示すこととした。

(2) 内容の改善

① 内容構成の改善

ア 小・中学校の内容の系統性を明確にし、A家族・家庭生活、B衣食住の生活、C消費生活・環境の三つの内容としている。

イ 三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学習対象を整理している。小学校における空間軸の視点は、主に「自己と家庭時間軸」の視点は、「現在及びこれまでの生活」である。

ウ 内容の各項目は、原則として「ア 知識及び技能」の習得と、「イ 思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項で構成している。

② 履修についての改善

「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスとして、第5学年の最初に履修させるとともに、生活の営みに係る見方・考え方について触れ、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させて扱うこととしている。

内容の「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させることとしている。

③ 社会の変化への対応

ア 家族・家庭生活に関する内容の充実

「A家族・家庭生活」においては、少子高齢社会の進展に対応して、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児又は低学年の児童、高齢者など、異なる世代の人々との関わりに関する内容を新設している。

イ 食育の推進に関する内容の充実

生活や学習の基盤となる食育を一層推進するために、「B衣食住の生活」の食生活に関する内容を中学校との系統性を図り、食事の役割、調理の基礎、栄養を考えた食事で構成し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。

ウ 日本の生活文化に関する内容の充実

グローバル化に対応して、日本の生活文化の大切さに気付くことができるようにするために、「B 衣食住の生活」においては、和食の基本となるだしの役割や季節に合わせた着方や住まい方など、日本の伝統的な生活について扱うこととしている。

エ 自立した消費者の育成に関する内容の充実

持続可能な社会の構築などに対応して、自立した消費者を育成するため、「C消費生活・環境」においては、中学校との系統性を図り、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容を新設している。

④ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るための内容の充実

生活の科学的な理解を深め、生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を一層重視するとともに、調理及び製作においては、一部の題材を指定することとしている。

⑤ 知識及び技能を実生活で活用するための内容の充実

習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、Aの内容に「家族・家庭生活についての課題と実践」を新設し、B、Cの内容と関連を図って一つ又は二つの課題を設定し、実践的な活動を家庭や地域などで行うなど、内容の改善を図っている。

⑥ 「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容の充実

「生活の営みに係る見方・考え方」における協力、健康・快適・安全及び持続可能な社会の構築等の視点と関連を図るため、「B衣食住の生活」及び「C消費生活・環境」における「働きや役割」に関する内容の改善を図っている。

2 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

家庭生活を大切にしている心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 各項目に相当する授業時数及び各項目の履修学年

第2の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に相当する授業時数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。その際、「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させるとともに、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させるようにすること。

(3) 「A家族・家庭生活」の(4)の指導

「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。その際、「A家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにすること。

(4) 段階的な題材の配列

「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画すること。

(5) 題材の構成

題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確にとらえるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにすること。

(6) 障害のある児童への指導

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

(7) 道徳科などとの関連

道徳科などとの関連を考慮しながら、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

4 移行期間における留意事項

(1) 全部または一部について新学習指導要領によることができる。

(2) 評価については、現行の評価規準によるものとする。

小 学 校 体 育

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

資質・能力の三つの柱を踏まえ、示した。

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」については、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して相互に関連させて高めることが重要である。

(2) 内容構成の改善

運動領域においては、(1)知識及び技能（「体づくり運動系」は知識及び運動）、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。

保健領域においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とした。

(3) 内容及び内容の取扱いの改善

① 資質・能力の育成に向けた内容構造の整理

児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校・中学校・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。なお、運動領域においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

② 指導内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、発達の段階のまとまりを踏まえ、幼稚園並びに中学校との接続を重視し、系統性を踏まえた指導内容の一層の明確化を図ることとした。

具体的には、体育科で求められる資質・能力を育成するためには、「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが重要であることから、幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域における指導内容の重点化を図ることとしたものである。

③ 運動やスポーツとの多様な関わりを重視した内容の改善

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

④ 体づくり運動系

低学年については、新たに領域名を「体づくりの運動遊び」とし、内容を「体ほぐしの運動遊び」及び「多様な動きをつくる運動遊び」で構成した。高学年では、従前の「体力を高める運動」を「体の動きを高める運動」とし、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導することを従前どおりに示した。

2学年間にわたって指導することを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

⑤ 陸上運動系

児童の実態に応じて投の運動（遊び）を加えて指導することができることを新たに示した。

⑥ 水泳運動系

中学年については、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で構成した。高学年についても、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成した。また、水中からスタートを指導すること及び学校の実態に応じて「背泳ぎ」を加えて指導することができることを従前どおり「内容の取扱い」に示した。

なお、適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げることが、従前どおり「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

⑦ ボール運動系

中学年の「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとするを新たに「内容の取扱い」に示した。高学年では、ゴール型はバスケットボール及びサッカーを、ネット型はソフトバレーボールを、ベースボール型はソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてハンドボール、タグラグビー、フラッグフットボールなど、イ及びウの型に応じたその他のボール運動を指導することもできることを、新たに示した。

⑧ オリンピック・パラリンピックに関する指導

各運動領域の内容との関連を図り、ルールやマナーを遵守することやフェアなプレイを大切にすることなど、児童の発達の段階に応じて、運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにするこ

とを、新たに「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

- ⑨ 保健領域については、第3学年・第4学年では、「健康な生活」及び「体の発育・発達」の知識と思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。また、第5学年・第6学年では、「心の健康」、「けがの防止」の知識及び技能、「病気の予防」の知識と、それぞれの思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。なお、運動領域との関連を重視する視点から、「健康な生活」、「体の発育・発達」、「病気の予防」については、運動に関する内容を充実して示すこととした。

2 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

○ 体育の見方・考え方とは

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、運動やスポーツを、その価値や特性に着目して楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。

小学校においては、運動やスポーツは特性に応じた楽しさや喜びがあることと体力の向上につながっていることに着目するとともに、「すること」だけでなく「みること」、「支えること」、「知ること」など、自己の適性に応じて、運動やスポーツとの多様な関わり方について考えることを意図している。

○ 保健の見方・考え方とは

疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境作りと関連付けること。

小学校においては、特に身近な生活における課題や情報を、保健領域で学習する病気の予防やけがの手当の原則及び、健康で安全な生活についての概念等に着目して捉え、病気にかかったり、けがをしたりするリスクの軽減や心身の健康の保持増進と関連付けることを意図している。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 学習指導の改善・充実

① カリキュラムマネジメントの実現

② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア 運動の楽しさや健康の意義等を気付き、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて自ら粘り強く取り組み、考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

イ 運動や健康についての課題の解決に向けて、児童が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げたり深めたりするなどの対話的な学びを促すこと。

ウ それらの学びの過程を通して、自己の運動や健康についての課題を見付け、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

③ 低学年における他教科等や幼稚園教育との関連

④ 障害のある児童などについての指導方法の工夫

ア 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められる。

(2) 内容の取扱いにおける配慮事項

① 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導等の工夫

ア 特に、運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導すること。

② 言語活動の更なる充実

③ 情報手段の積極的な活用

④ 体験を伴う学習の充実

⑤ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実

⑥ 保健の指導方法の工夫

小 学 校 外 国 語

1 新設の要点

(1) 目標の改善

- ① 高学年の外国語科の目標は、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から改善・充実を図っている。
- ② 外国語学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通じて、知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。
- ③ 外国語学習の特性を踏まえて、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準などを参考に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域で目標を設定している。
- ④ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、「聞くこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」の三つの領域を設定し、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、五つの領域の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することとしている。
- ⑤ 高学年の外国語科の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2年間を通した目標とした。

(2) 内容の改善・充実

- ① 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語の違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ② 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導する。

(3) 学習指導の改善・充実

- ① 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して指導する。
- ② 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- ③ 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れることを通じて指導する。

2 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

(1) (知識及び技能)

外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

各領域の目標及び内容等

(1) 聞くこと

- ① ゆっくりはっきりと話されれば、自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き取ることができるようにする。
- ② ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取ることができるようにする。
- ③ ゆっくりはっきり話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、短い話の概要を捉えることができるようにする。

(2) 読むこと

- ① 活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することができるようにする。
- ② 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるようにする。

(3) 話すこと〔やり取り〕

- ① 基本的な表現を用いて指示、依頼をしたり、それらに応じたりすることができるようにする。
- ② 日常生活に関する身近で簡単な事柄、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うことができるようにする。
- ③ 自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問をしたり、質問に答えたりして、伝え合うことができるようにする。

(4) 話すこと〔発表〕

- ① 日常生活に関する身近で簡単な事柄や自分のこと、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。
- ② 自分のことについて、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。
- ③ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。

(5) 書くこと

- ① 大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。また、語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする。
- ② 自分のことや身近で簡単な事柄について、例文を参考に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、第3学年及び第4学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意する。
- (2) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場所、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙・表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
- (3) 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語科の目標の実現を図るようにすること。
- (4) 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、第3学年及び第4学年において外国語活動を履修する際に扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。
- (5) 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。
- (6) 文や文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。
- (7) 障害のある児童などに対しては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

4 移行期間における留意事項

外国語活動の内容に外国語15時間を含めた50時間を外国語活動として実施する。総合的な学習の時間から15時間振り替えることが可能である。

小 学 校 特 別 の 教 科 道 徳 (道 徳 科)

1 改訂の経緯

- (1) 平成26年10月「道徳に係る教育課程の改善等について」答申。
- (2) 答申を踏まえ、平成27年3月に学校教育法施行規則を改正し、小学校学習指導要領の一部改正の公示。
- (3) 改正小学校学習指導要領は、平成30年4月1日から全面实施。
- (4) 平成29年3月31日に、小学校学習指導要領の全面改訂。
- (5) 「移行期間中の教育課程について」特別の教科道徳については、新学習指導要領よること（平成29年7月7日付け文部科学省事務次官通知）。

2 改訂の基本方針

- (1) 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐ。
- (2) 今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応である。
- (3) 学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）として位置付けた。

3 道徳教育の目標

「第1章 総則」の「第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

4 道徳科の目標

「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」

第1章総則の第1の2(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- (1) 道徳教育の目標と道徳科の目標を各々の役割と関連性を明確にするため、道徳科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」とした。
- (2) 従来の道徳の時間の「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」を「道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改めた。
- (3) 従来の「道徳的実践力を育成する」を「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

5 道徳科の内容

内容項目のまとまりを示していた視点については、4つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりであるが、児童にとっての対象の広がり即して以下のように整理した。

1⇒A 主として自分自身に関すること [善悪の判断, 自律, 自由と責任] [正直, 誠実] [節度, 節制] [個性の伸長] [希望と勇気, 努力と強い意志] [真理の探究]
2⇒B 主として人との関わりに関すること [親切, 思いやり] [感謝] [礼儀] [友情, 信頼] [相互理解, 寛容]
4⇒C 主として集団や社会との関わりに関すること [規則の尊重] [公正, 公平, 社会正義] [勤労, 公共の精神] [家族愛, 家庭生活の充実] [よりよい学校生活, 集団生活の充実] [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度] [国際理解, 国際親善]
3⇒D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] [自然愛護] [感動, 畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

6 指導計画の作成と内容の取扱い

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(1) 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- ① 主題の設定と配列を工夫する。
- ② 計画的、発展的な指導ができるように工夫する。
- ③ 重点的指導ができるように工夫する。
- ④ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。
- ⑤ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。
- ⑥ 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える。
- ⑦ 計画の弾力的な取扱いについて配慮する。
- ⑧ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

(2) 道徳科における指導の基本方針

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。

(3) 指導の配慮事項

- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制
- ② 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導
- ③ 児童が主体的に道徳性を養うための指導
- ④ 多様な考え方を生かすための言語活動
- ⑤ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

ア 問題解決的な学習の工夫

道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うこと。

イ 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫

単に体験的行為や活動そのものを目的として行うのではなく、授業の中に適切に取り入れ、体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めるようにすることが重要。

ウ 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

道徳科において実践活動や体験活動を生かす方法は多様に考えられ、各学校で児童の発達の段階等を考慮して年間指導計画に位置付け、実践できるようにすることが大切。

- ⑥ 情報モラルと現代的な課題に対する指導
- ⑦ 家庭や地域社会との連携による指導

(4) 道徳科の教材に求められる内容の観点

- ① 教材の開発と活用の創意工夫
- ア 道徳科に生かす多様な教材の開発（柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢）

イ 多様な教材を活用した創意工夫ある指導（地域教材の開発や活用）

- ② 道徳に生かす教材（教材の具備する要件）

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

7 道徳科の評価

(1) 道徳科における評価の意義

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

- ① 道徳教育における評価の意義

他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要。

- ② 道徳科における評価の意義

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切。

(2) 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価

授業において児童に考えさせることを明確にして、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める」という目標に掲げる学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

小 学 校 外 国 語 活 動

1 中学年の外国語活動の導入の要点

(1) 目標

- ① 外国語活動の目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるか」を明確にするという観点から設定している。
- ② 外国語学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通じて、知識・技能が、実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。
- ③ 「聞くこと」、「話すこと [やりとり]」、「話すこと [発表]」の三つの領域を設定し、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科を導入し、五つの領域の言語活動を通じてコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ④ 外国語活動の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2年間を通した目標とした。

(2) 内容

- ① 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにする。
- ② 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3) 学習指導

- ① 言語活動で扱う題材については、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- ② 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行う。

2 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

3 各領域の目標及び内容等

- (1) 中学年（第3学年及び第4学年）に年間35時間の「聞くこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」を中心とした外国語活動を位置付ける。

(2) 「聞くこと」

- ① ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。
- ② ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。
- ③ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

(3) 「話すこと [やり取り]」

- ① 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

- ② 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。
- ③ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

(4) 「話すこと〔発表〕」

- ① 身の回りの物について人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。
- ② 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。
- ③ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

(5) 「知識及び技能」

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

- ① 言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。
- ② 日本と外国の言語や文化について理解すること。
 - ア 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - イ 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。
 - ウ 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理解を深めること。

(6) 「思考力、判断力、表現力等」

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ② 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。

4 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成に当たっては、第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面状況などを意識して活動を行い英語の音声や語彙表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
- (2) 各単元や各時間の指導に当たってはコミュニケーションを行う目的場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。
- (3) 学年ごとの目標を適切に定め、2学年を通じて目標の実現を図るようにすること。
- (4) 英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしながら体験的な言語活動を行うこと。
- (5) 道徳教育の目標に基づき、道徳科との関連を考慮しながら適切に指導すること。
- (6) 言語活動の題材は、他教科等と関連付けるなど工夫すること。
- (7) 障害のある児童などについては、指導内容や指導方法工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 指導計画は、学級担任又は外国語を担当する教師が作成し、ALT、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域の人材の協力を得る等、指導体制の充実と指導方法の工夫を行うこと。

5 移行期間における留意事項

中学年においては、年間15単位時間実施する。高学年においては、外国語活動の内容に外国語15時間を含めた50時間を外国語活動として実施する。総合的な学習の時間から15時間振り替えることが可能である。

小学校 総合的な学習の時間

1 改訂の要点

(1) 改訂の基本的な考え方

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

(2) 目標の改善

- ① 探究的な学習の過程を一層重視し、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- ② 各学校の教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することを明確化するなど、各学校が設定する目標や内容についての考え方を明示した。

(3) 学習内容・学習指導の改善・充実

- ① 各学校は総合的な学習の時間の目標を踏まえた探究課題を設定するとともに、課題を探究することを通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- ② 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるように改善した。
- ③ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、次のような活動が行われるようにする。
 - ・ 協働して課題を解決しようとする学習活動
 - ・ 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動
 - ※ 比較する、分類する、関連付けるなどの「考えるための技法」を活用する。
 - ・ コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動
 - ※ 情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるように配慮する。
- ④ 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。
- ⑤ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすることを示した。

2 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようになる。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようになる。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

※ 総合的な学習の時間における探究的な見方・考え方とは、各教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けることである。

○ 各学校において定める目標及び内容

各学校における目標や内容は、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校において定める目標

各学校においては、総合的な学習の時間の第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

- ① 地域や学校、児童の実態や特性を考慮した目標を、創意工夫を生かして独自に定めること。
- ② 中学校との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行われるよう目標を設定すること。

(2) 各学校において定める内容

各学校においては、総合的な学習の時間の第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

(3) 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- ② 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- ③ 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- ④ 探究課題については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題を踏まえて設定すること。
- ⑤ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
 - ・ 「知識及び技能」については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する「知識及び技能」が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - ・ 「思考力、判断力、表現力等」については、「知識及び技能」をどの状況においても活用できるものとして身に付けるようにすることが大切であり、そのために様々な異なる状況や複雑で答えが一つに定まらない問題に対して「知識及び技能」を繰り返し活用・発揮するようにすること。
 - ・ 「学びに向かう力、人間性等」については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を含むようにすること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成及び内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

① 「主体的な学び」の視点

学習したことをまとめて表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく過程を重視する。そのため、課題設定と振り返りが重要となる。

② 「対話的な学び」の視点

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める。協働的な学習では、グループとして結果を出すことが目的ではなく、その過程を通じて、一人一人がどのような資質・能力を身に付けるかということが重要である。なお、「対話的な学び」は、一人でじっくりと自己の中で対話すること、先人の考えなどと文献で対話すること、離れた場所をICT機器などでつないで対話することなど、様々な対話の姿が考えられる。

③ 「深い学び」の視点

探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。各教科で身に付けた資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが大切である。

(2) 言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

(3) 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができるが、探究的な学習であることが前提となっているため、安易に流用をしないこと。

(4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動が行われるようにし、その際は、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(6) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫すること。これらの情報手段の基本的な操作の習得に当たっては、探究的な学習の過程において行うこと。

(7) プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

4 移行期間における留意事項

(1) 総合的な学習の時間は、教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

(2) 平成30、31年度に、外国語活動の授業実施のために必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を減じることができる。

小 学 校 特 別 活 動

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。
- ② 学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。この学習の過程は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。
- ③ 特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。

(2) 内容構成の改善

- ① 特別活動全体の目標と各活動との関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることを示した。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目名においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ② [学級活動]の内容構成について、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるように整理した。小学校の場合、学級活動に「(3)キャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ③ [学級活動]について、内容は各学年共通で示しつつ、内容の取扱いにおいて、[第1学年及び第2学年][第3学年及び第4学年][第5学年及び第6学年]の各段階で特に配慮すべき事項を示した。

(3) 内容の改善・充実

- ① 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

[学級活動]

ア 小学校段階から学級活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を新たに設けた。

イ 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。

ウ 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、児童が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

[児童会活動・生徒会活動]

ア 内容の(1)を「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」とし、児童が主体的に組織をつくることを明示した。

イ 児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動においてはボランティア等の社会参画を重視することとした。

ウ 小学校では、運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、児童会活動には、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮することを示した。

[クラブ活動]

ア 従来に引き続き、同好の異年齢の児童が共通の興味・関心を追求する活動であるとした上で、児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることを明示した。

[学校行事]

ア 自然の中での集団宿泊活動等の体験活動を引き続き重視することとした。

イ 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

- ② 学級活動（給食の時間を除く）の標準授業時数は、年間35単位時間（第1学年は34単位時間）とし、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時間を充てることについて変更はない。

(4) 学習指導の改善・充実

- ① 特別活動の深い学びとして、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ② 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。
- ③ いじめの防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場所で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ④ 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

2 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

(1) (知識及び技能)

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動する上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※ 改訂における特別活動の特質に応じた見方・考え方とは、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、自己及び集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることである。

3 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (1) 特別活動の特質に応じて、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める。
- (2) 学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達段階を考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (3) 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、学級経営の充実を図る。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- (4) 幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮する。
- (5) 障害のある児童などについて、学級活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- (6) 特別活動における道徳性の育成を目指して、道徳教育の内容との関連を考慮しながら指導計画を作成する。

4 移行期間における留意事項

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新学習指導要領第6章の規定によるものとする。

小学校 Q & A

2 新教育課程実施に向けてのQ & A

小 学 校

【総則】

Q 1 「社会に開かれた教育課程」とはどのようなものか。

A 1 「社会に開かれた教育課程」とは、次期学習指導要領において実現を目指す基本となる理念である。学校が社会とのつながりを踏まえて教育目標を設定し、自校の子供たちが社会で生きていくために必要な資質・能力を教育課程において明確にするとともに学校教育を学校内に閉じずに、目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが求められている。

Q 2 次期学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」の視点とは、どのようなものか。

A 2 「主体的・対話的で深い学び」は、授業改善のための視点であり、特定の指導方法ではない。これまでの授業実践の中から、子供の学びを資質・能力の育成につなげるために整理したのが「主体的・対話的で深い学び」である。何か新しいことを始めるのではなく、授業を「主体的・対話的で深い学び」の視点で見直し、子供の学ぶ姿から改善点を見いだすなどして指導の工夫につなげていくことが大切である。

【国語】

Q 1 改訂の要点に「語彙指導の改善・充実」とあるが、どういった指導が求められているのか。

A 1 語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素であるため、語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。語彙を豊かにするとは、自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。具体的には、意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句を増やすとともに、語句と語句との関係、語句の構成や変化などへの理解を通して、語句の意味や使い方に対する認識を深め、語彙の質を高めることである。このことを踏まえ、新学習指導要領解説国語編には、各学年において、指導の重点となる語句のまとまりが示されている。また、語句への理解を深める指導事項も系統化して示されている。

Q 2 改善の要点に「学習過程の明確化」とあるが、どんなことが明確になったのか。

A 2 中央教育審議会答申においては、ただ活動するだけの学習にならないよう、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかを示すため、現行の学習指導要領に示されている学習過程を改めて整理している。この整理を踏まえ、指導事項〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項が位置付けられた。また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項が位置付けられた。留意すべきことは、ここに示す学習過程は、指導の順序性を示すものではないということである。児童の実態に応じて教師が工夫していく必要がある。（教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表参照）

【社会】

Q 1 第3学年から「教科用図書地図」が配布されるようになったのはなぜか。また、第3学年の導入で扱うことになった「自分たちの市」の学習で、「教科用図書地図」を活用する上で留意する点は、どのようなことか。

A 1 グローバル化などへの対応を図っていくために第3学年から、「教科用図書地図」が配布されるようになった。「自分たちの市」の学習においては、調べたことを白地図にまとめる際に必要となる方位や地図記号について、「教科用図書地図」を参照して、理解し活用できるようにすることが必要である。なお、方位については、四方位と八方位を扱うが、八方位については、児童の実態等を考慮し、第4学年修了までに身に付けられるように留意する。

Q 2 「社会的事象の見方・考え方」を働かせるとは何か。

A 2 「社会的事象の見方・考え方」は、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して（視点）、社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること（方法）」と考えられ、これらは、中学校社会科の各分野の学習に発展するものである。社会的事象の見方・考え方を働かせるとは、これらの視点や方法を用いて、社会的事象について調べ、考え、表現することなどを示している。

【算数】

Q 1 算数的活動を数学的活動と記述を変えたのはなぜか。また、数学的活動とは何か。

A 1 数学的活動は、小・中・高等学校教育を通じて資質・能力の育成を目指す際に行われるものであり、小学校においても、中学校や高等学校と同様に必要な活動である。そこで、従来の算数的活動は、数学的活動とし、目標の中で「数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す」と示した。

また、数学的活動とは、事象を数理的に捉えて、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行することである。これは、「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」であるとする従来の意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしたものである。

Q 2 算数科における問題発見・解決の過程とはどのようなものか。

A 2 「日常生活の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりする」と「算数の学習から問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考えたりする」ことの二つであり、この二つの過程が相互に関わり合って展開する。

【理科】

Q 1 各学年で主に育成を目指す問題解決の力について、留意すべきことはどのようなことか。

A 1 各学年に示している問題解決の力は、該当学年で重点を置いて育成を目指すものであるが、どの学年においても重要な問題解決の力である。したがって指導に当たっては、他の学年で掲げている問題解決の力の育成についても十分に配慮する必要がある。また、内容区分や単元の特性によって扱い方が異なることや中学校における学習につなげていくことにも留意する。

Q 2 「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」を設定する際、どのような点に留意すればよいか。

A 2 発達の段階を十分に踏まえるなど、児童の負担に配慮しながら、学習上の必要性や学習内容との関連付けを考えて、プログラミング教育を行う単元を位置付けることが大切である。また、プログラミングを行うことで、その単元で目標とする資質・能力を高められるよう、効果的に取り入れていく必要がある。

【生活】

Q 1 第3学年の社会科への接続を考える際の留意点は何か。

A 1 生活科は、自分との関わりの中で地域を捉えることを大事にしている教科である。単に社会科の学習内容の前倒しにならないよう留意することが重要である。また、自校の生活科の学習内容と育む資質・能力を明確にし、それらを社会科で生かす指導について、校内で検討することが大切である。

Q 2 内容(7)「動植物の飼育・栽培」の「2学年間にわたって」をどう捉えるか。

A 2 「2学年間にわたって」とは、飼育と栽培のどちらか一方を行うのではなく、2学年の見通しをもちながら、第1学年でも第2学年でも両方の活動を行っていくとしている。

【音楽】

Q 1 [共通事項]のイに、音符、休符、記号や用語について「音楽における働きと関わらせて理解すること」とあるが、留意点は何か。

A 1 音符、休符、記号や用語について、読み方や意味を理解するだけでなく、音楽科の学習活動の中で実際に活用できる知識として理解することの重要性を述べたものである。そのためには、児童が、音符、休符、記号や用語を含んだ楽譜を読んだり、それらを使ってつくった音楽を記録したりすることの有用性を感じることができるよう指導を工夫することが大切である。

【図画工作】

Q 1 「造形的な見方・考え方」とは具体的にどういうことか。

A 1 対象・事象を具体的にすると分かりやすい。例えば、雨が降っている、木が揺れている、という対象・事象に出会ったときに、それを感性や想像力を働かせながら「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などの視点で捉え、児童が心の中に像をつくりだしたり、全体的な感じ、情景や姿を思い浮かべたりしながら、自分と「雨」や「揺れている木」との関わりを深め、自分にとっての意味や価値をつくりだすことである。このような見方・考え方が「深い学び」の深まりの鍵となる。

Q 2 児童の思いを大切にしたい指導の「思い」とは、具体的にどのようなものか。

A 2 児童は、活動しながら様々な思いをもつ。それは、「大きなものをつくりたい」、「ここを赤くしたい」、「木でつくってみたい」という発想や構想に関する思いや「のこぎりを使ってつくりたい」、「ここを濃く塗りたい」など技能に関する思いなど、実現したい思いに留まらず、「みんなでつくりたい」、「もっとつくりたい」、「楽しくてたまらない」など、「学びに向かう力、人間性等」に関わる思いもある。あるいは、「思いが生まれること自体がうれしい」という思いをもつことも考えられる。このような様々な思いをもっていることを強く心に留め、活動の全過程を通して、それぞれの児童が自分の思いをもって活動できるような指導計画を作成することが必要である。

【家庭】

Q 1 平成32年度の全面実施までの移行期間において配慮することは何か。

A 1 平成31年度の第5学年については、全面実施となる平成32年度を見通して、ガイダンスを含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるよう、2学年間を見通した指導計画を作成する必要がある。その際、中学校から移行した「音と生活との関わり」などについては、確実に指導する。

Q 2 「A(4)ア 家族・家庭生活についての課題と実践」については、どのように進めていけばよいのか。

A 2 学んだことを生かして、日常生活を見直し、家庭（家族）や地域社会（幼児・高齢者等）との関わりの中で、よりよい生活にするために自分にできることなどを考え、課題を設定して実践していくものである。家庭への働き掛けについては、個人の実践になるが、地域社会に対する取組は、グループでの活動も考えられる。グループで実践する場合は、安易に分担をせず、個人で計画を立てさせて準備を進め、地域の人を招いてグループで実践するような方法が考えられる。

【体育】

Q 1 今回の改訂を受け、体育科全体を通してどのような授業づくりが必要か。

A 2 今回の改訂では、心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現を引き続き重視しており、運動領域においては、運動を苦手と感じている児童や運動に意欲的に取り組まない児童、障害のある児童等への指導について配慮すること、保健領域では、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容やけがの手当等、技能についての内容が改善されていることを理解の上、運動やスポーツが楽しいと感じる授業づくりが必要である。

Q 2 内容について、新たに示されたものは何か。

A 2 継続的に投力が低下しており、投げる動作が十分に習得されていない現状から「走・跳の運動遊び」及び「陸上運動」で、児童の実態に応じて投の運動（遊び）を加えて指導することができること、中学年の「ボール運動系」においてはより多くの種目の経験を重視し「ゴール型ゲーム」の中で味方チームと相手方チームが入り交じって得点を取り合うゲームと陣地を取り合うゲームの両方を取り扱うことが示された。また、保健領域については、「心の健康」、「けがの防止」に技能の内容が加えられた。

【外国語】

Q 1 「読むこと」の言語活動での留意事項は何か。

A 1 「読むこと」の言語活動で読ませる英語は、音声で十分慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現とすることに十分留意する。児童が主体的に読もうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成するためにも、自分自身や仲間などの身近で簡単な事柄について、目的をもって推測しながら読む言語活動を設定するとともに、そのような活動に過度の負担を感じずに取り組むことができるよう、単元を通じて、毎時間、スモールステップを踏んだ指導を行うことが必要である。

Q 2 「書くこと」の言語活動での留意事項は何か。

A 2 「書くこと」の言語活動で書かせる英語は、音声で十分慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現とすることに十分留意する。また、児童が過度の負担を感じることもないよう、段階を踏んで指導する。

「書くこと」の目的をもって取り組める言語活動を設定するとともに、英語の語順への意識を高め、語と語の区切り等に注意して英文を書くことができるように指導することが大切である。

Q 3 移行期間中の評価についてどのように扱えばよいか。

A 3 移行期間に追加して指導する部分を含め、現行の学習指導要領の下の評価規準に基づき評価する。指導要録等の記載については、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。

【特別の教科 道徳】

Q 1 年間指導計画を作成する際、学校の重点内容項目を設定するが、教科書で重点内容項目の教材が不足する場合は、どのようにしたらよいか。

A 1 道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならない。ただし、重点内容項目の教材が不足する場合は教科用図書以外の教材をプラスして補うことは可能である。その際、教科書以外に使用が考えられる教材は、文部科学省教材や郷土教材、自作教材、映像教材等も含めて様々な考えられる。その一つとして、これまで活用していた副読本教材も考えられる。これを活用するときの問題は著作権である。その場合、その会社の方針もあるので、問い合わせる必要がある。そして、最終的に副教材等の使用を許可するのは市町村教育委員会になる。また、道徳科に用いられる教材の具備する要件を満たすことが大切である。

なお、教科用図書教材を副教材に差し替える場合、改めて、全ての内容項目やそこに含まれる道徳的価値について指導することの漏れがないようにすることが大切である。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」道徳科の教材に求められる内容の観点より教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分理解した上で、適切に使用することが重要である。

Q 2 評価の基本的な考え方はどのようなものか。

A 2 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

評価については、個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として見取り、記述式で行うことが求められている。

道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

Q 3 「個々の内容項目ごとではない」ということだが、学期毎に通知表等に記載する際、留意することは何か。

A 3 評価については、各学校で評価のための資料や評価方法を明確にしたり、評価結果について教師間で検討し共通理解を図ったりするなど、組織的・計画的な評価に取り組むことが大切である。

通知表の評価の表記については、学校内で十分検討し、一定のまとまり（学期等）の中で評価した結果として、特に顕著と認められる点が発揮された内容項目に係る授業について、評価の中で触れるということが考えられる。特に分かりやすさが求められているので、大きくりな表現と具体的な表現をうまく結合できるとよいと捉えている。

【外国語活動】

Q 1 「聞くこと」に示される「文字」及び「読み方」とは具体的に何を示しているのか。

A 1 ここでいう「文字」とは、英語の活字体の大文字と小文字のことであり、「読み方」とは、「文字」の「名称」を指している。英語の「文字」には「名称」以外に語の中で用いられる場合の「文字」が示す「音」がある。例えば、a という「文字」は、/ei/ という「名称」があると同時に、語の中では、/æ/ (例 apple) という「音」をもっている。ここでいう「読み方」とは、「文字」の「名称」の「読み方」を指している。また、この項目は、高学年の外国語につながるものである。

Q 2 移行期間中の指導要録等への評価の記入についてどのように扱えばよいか。

A 2 現行の外国語活動の学習指導要領の下の評価規準に基づき、評価を行う。外国語活動に係る指導要録の取り扱いについては、以下のとおり。

- ・小学校第3，4 学年については、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動に関する所見を文章で記述する。
- ・小学校第5，6 学年については、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。

【総合的な学習の時間】

Q 1 移行期間に授業時数を減じて目標及び内容を書き改めた場合、平成32年度を迎えるに当たって、再度、目標及び内容を書き改める必要があるか。

A 1 平成30，31年度の外国語活動実施のために15単位時間を超えない範囲で授業時数を減じることができることは、文部科学省「小・中学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要（文部科学省H29.7）」において示されている。「できる」という表現から、必ずしも15単位時間を総合的な学習の時間から減じなければならないものではない。本移行措置をとった場合は、平成29年度には15単位時間を減じた55単位時間に相当する目標及び内容の教育計画を準備し、時数を70単位時間に戻す年度（平成31又は32年度）には、その前年度内に70単位時間に相当する目標及び内容の教育計画を準備しておく必要がある。

【特別活動】

Q 1 特別活動の目標（3）に「自己の生き方について理解を深め～」とある。一方、特別の教科 道徳（道徳科）の目標には「自己の生き方についての考えを深める学習を通して～」とある。これらの差異をどのように捉えればよいか。

A 1 特別活動における「自己の生き方についての考えを深める」とは、実際に児童が実践活動や体験的な活動を通し、現在及び将来にわたって希望や目標をもって生きることや、多様な他者と共生しながら生きていくことなどについての考えを深め、集団の一員として望ましい認識をもてるようにすることである。

それに対し、道徳科は、教材を活用して、道徳的諸価値の理解や自分自身の生き方についての考えを深めていくことが目的である。

つまり、前者は道徳的な実践そのものを行うこと、後者は道徳的な実践を行うために必要な道徳性を養うことを目的としている。

特別活動と道徳科の授業は、双方の特質をしっかりと理解した上で関連付けを図り、学習効果を高めていくことが大切である。

中学校の部

1 新学習指導要領改訂のポイント

中学校 総則

1 改訂の経緯

- (1) AI（人工知能）の進化など情報化・グローバル化が急激に進展する予測が困難な時代に求められること
 - ① 様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決すること。
 - ② 様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげること。
 - ③ 複雑な状況の中で目的を再構築すること。
- (2) 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現
 - ① 教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題。
 - ② 学習指導要領等は、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割。
 - ③ 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現。

ア 「何ができるようになるか」	イ 「何を学ぶか」
ウ 「どのように学ぶか」	エ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
オ 「何が身に付いたか」	カ 「実施するために何が必要か」

2 改訂の基本方針

- (1) 今回の改訂の基本的な考え方
 - ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
 - ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成。
 - ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。
- (2) 育成を目指す資質・能力の明確化
知・徳・体におわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を三つの柱で再整理。
 - ① 「知識及び技能」の習得
 - ② 「思考力、判断力、表現力等」の育成
 - ③ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
授業改善の活性化による、子供たちの知識の理解の質の向上を図るための六つの留意点。
 - ① 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
 - ② 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
 - ③ 通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質の向上。
 - ④ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学びの実現を図っていくものであること。
 - ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
 - ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。
- (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」実現のための三つの視点。
 - ① 各教科の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で組み立てること。
 - ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
 - ③ 人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図り、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ること。
- (5) 教育内容の主な改善事項
 - ① 言語能力の確実な育成
 - ② 理数教育の充実
 - ③ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ④ 体験活動の充実
 - ⑤ 外国語教育の充実

3 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則について
教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数、合科的な指導等についての規定の改正は行っていない。
- (2) 前文の趣旨及び要点
今回の学習指導要領等は、理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文を設け、次の3点を示した。
 - ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
 - ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。

- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

(3) 総則改正の要点

今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から、主に次の3点について改善。

- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」。
- ② カリキュラム・マネジメントの充実。
- ③ 生徒の発達の支援，家庭や地域との連携・協働。

4 教育課程の編成

(1) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- ① 言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成。
- ② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科横断的な視点で育成。

(2) 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては，学校段階等間の接続を図るものとする。

- ① 小学校学習指導要領を踏まえ，小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され，義務教育段階の終わりまでに育成する資質・能力を確実に身に付けられるよう工夫。
- ② 高等学校学習指導要領を踏まえた，高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫。

5 教育課程の実施と学習評価

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ① 身に付けた知識及び技能の活用，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等の発揮。
- ② 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）が鍛えられていくことに留意。
- ③ 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実。

※ 独立行政法人教職員支援機構では，全国の授業実践事例を「主体的・対話的で深い学び」の視点から分析し紹介。

(2) 体験活動

- ① 資質・能力を偏りなく育成するために，「学びに向かう力，人間性等」を育む観点から体験活動の充実が重要。
- ② 体系的・継続的に体験活動を実施していくためには，各教科等の特質に応じた教育課程を編成していくことが必要。

(3) 学習評価の充実

各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱に沿って整理されたことを踏まえ，観点別学習評価についても「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の3観点に整理する。

- ① 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，資質・能力を育成。
- ② 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進。
- ③ 学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫。

(4) 生徒の発達を支える指導の充実

- ① ガイダンスとカウンセリングの双方により，生徒の発達を支援すること。
- ② 生徒理解を深め，学習指導と関連付けながら，生徒指導の充実を図ること。
- ③ 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。

(5) 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ① 特別支援学級では，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，自立活動を取り入れること。
- ② 特別支援学級や通級による個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成，学習上の困難に応じた指導の工夫。
- ③ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒，夜間中学等に対する教育課程上の配慮。

6 学校運営上の留意事項

(1) 教育課程の改善と学校評価等

- ① カリキュラム・マネジメントを，校長の方針の下に全ての教職員が参加して行うこと。
- ② 学校評価は，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施すること。

(2) 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携

- ① 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け，家庭や地域社会との連携・協働を深めること。
- ② 世代間や学校間，障害のある子供との間の交流等の機会の充実。

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

- ① 部活動を実施するに当たっては，生徒のバランスのとれた生活や成長，教員の勤務について配慮すること。
- ② スポーツ庁では，運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定。

1 改訂の要点

(1) 目標及び内容の構成

① 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。「学びに向かう力、人間性等」については、教科及び学年等の目標においてまとめて示し、指導事項のまとめりごとに示すことはしていない。

(2) 学習内容の改善・充実

〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕の各指導事項について、育成を目指す資質・能力が明確になるよう内容を改善した。

① 語彙指導の改善充実

語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。語彙を豊かにするとは、自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。このことを踏まえ、各学年において、指導の重点となる語句のまとめりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。

② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。こうした資質・能力の育成に向け、「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報の関係」「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。

③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

④ 我が国の伝統文化に関する指導の改善・充実

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理するとともに、第1学年及び第2学年の新しい内容として、言葉の豊かさに関する指導事項を追加するなど、その内容の改善を図った。

(3) 学習の系統性の重視

小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

(4) 授業改善のための言語活動の工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

(5) 読書指導の改善充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

2 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

社会生活の中における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

改訂において示す国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とは、国語で表現された内容や事柄を正確に理解する資質・能力、国語を使って内容や事柄を適切に表現する資質・能力であるが、そのために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力、国語を適切に使う資質・能力を含んだものである。正確に理解する資質・能力と、適切に表現する資質・能力とは、連続的かつ同時的に機能するものであるが、表現する内容となる自分の考えなどを形成するためには国語で表現された様々な事物、経験、思い、考え等を理解することが必要であることから、今回の改訂では、「正確に理解」、「適切に表現」という順に示している。

言語による見方・考え方を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

② [知識及び技能]に関する配慮事項

第2の各学年の内容の[知識及び技能]に示す事項については、[思考力, 判断力, 表現力等]に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。

③ 他教科等との関連についての配慮事項

言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

④ 障害のある生徒への配慮についての事項

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 内容の取り扱いについての配慮事項

① [知識及び技能]に示す事項の取扱い

ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。

イ 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう工夫すること。

② 情報機器の活用に関する事項

ア 第2の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるように工夫すること。

4 移行措置期間の留意事項

- (1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち、「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。
- (2) 平成32年度の第1学年の国語に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イ(イ)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

1 改訂の要点

<地理的分野>

(1) 世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し

「世界の地域構成」, 「日本の地域構成」を統合して新たな大項目を設け, それが地理的分野の学習の冒頭に位置付けられた。※大項目が三つに。(A世界と日本の地域構成, B世界の様々な地域, C日本の様々な地域)

(2) 地域調査に関わる内容構成の見直し

生徒の生活舞台を主要な対象地域とした観察や野外調査, 文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査の手法」と, 地域の将来像を構想する「地域の在り方」の二つの中項目に分け, 再構成された。

(3) 世界の諸地域学習における地球的課題の視点の導入

(4) 日本の諸地域学習における考察の仕方の柔軟化

地域的な特色を捉えるのに適切な考察の仕方を, 指定された四つの考察の仕方, あるいは必要に応じて中核となる事象を設定する考察の仕方を, 適宜選択して組み合わせる結び付けるようにした。

(5) 日本の様々な地域の学習における防災学習の重視

大項目「日本の様々な地域」において, それを構成する四つの中項目を通して, 我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能となるように, 適宜, 自然災害やそこでの防災の事例が取り上げられるような構成となった。※頻発する自然災害に対応した人々の暮らしの在り方を考えさせるため。

<歴史的分野>

(1) 歴史について考察する力や説明する力の育成の一層の重視

各中項目のイの(ア)に「社会的事象に関する歴史的な見方・考え方」を踏まえた課題(問い)の設定などに結び付く学習の視点を示し, 類似や差違を明確にし, 因果関係などで関連付ける等の方法により考察したり, 表現したりする学習について示された。また, (イ)には「時代を大観して, 時代の特色を多面的・多角的に考察し, 表現」する学習が明示された。

(2) 歴史的分野の学習の構造化と焦点化

中項目(1), (2)…内のアに示した「知識及び技能を身に付ける」学習と, イに示した「思考力, 判断力, 表現力等を身に付ける」学習との関係や, それらの各事項に示した歴史に関わる個別的な事象同士の関係を明確にするために, 学習内容と学習の過程が構造的に示された。

(3) 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実

グローバル化が進展する社会の中で我が国の歴史の大きな流れを理解するために世界の歴史の扱いについて一層の充実が図られた。※例「元寇をユーラシアの変化の中で捉える学習」「ムスリム商人の役割」等。

(4) 主権者の育成という観点から, 民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実

民主政治の来歴や現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実が図られた。

(5) 様々な伝統や文化の学習内容の充実

各中項目における伝統や文化の特色の理解につながる学習とともに新たに内容のBの(2)や(3)において, 「琉球の文化」や「アイヌの文化」についても触れることとし, 学習内容の一層の充実が図られた。

<公民的分野>

(1) 現代社会の特色, 文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視

現代日本の社会に対する関心を高め, 以後の学習のより一層の理解を図るため, 現代社会の特色についての学習, 伝統や文化に関する学習, 宗教に関する一般的な教養について, 改善が図られた。

(2) 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実

内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」で, 従前に引き続き, 現代社会を捉え, 多面的・多角的に考察, 構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として, 対立と合意, 効率と公正などを取り上げ, 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実が図られた。

(3) 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実

経済, 政治, 国際社会に関わる現代の社会的事象について考察, 構想したり, その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点(概念など)として, 「分業と交換, 希少性など」, 「個人の尊重と法の支配, 民主主義など」, 「協調, 持続可能性など」が新たに示された。

(4) 社会に見られる課題を把握したり, その解決に向けて考察, 構想したりする学習の重視

(5) 国家間の相互の主権の尊重と協力, 国家主権, 国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視

(6) 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視

2 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

3 指導計画の作成上の配慮事項

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また、知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が身に付くよう指導すること。
- (2) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。
- (3) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野115単位時間、歴史的分野135単位時間、公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに（新設）応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示する（新設）よう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。
- (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

4 移行期間における留意事項

- (1) 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- (2) 平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- (3) 平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- (4) 平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 数学科の目標は、三つの柱で整理して示す。学年の目標は、生徒の発達の段階を踏まえて、第1学年と第2, 3学年を意識して記述。
- ② 「数学的な見方・考え方」の再整理
- ③ 数学的活動の充実

(2) 内容の改善

- ① 領域の構成
小・中・高等学校を通じて資質・能力を育成する観点から、「資料の活用」の領域の名称を「データの活用」に改める。
- ② 統計教育の充実
各学年で統計的なデータと確率を学習することによって、統計的に問題解決する力を次第に高めていくことができるように構成。
・第1学年 ヒストグラムや相対度数 ・第2学年 四分位範囲や箱ひげ図
・第1学年 統計的確率 ・第2学年 数学的確率 ・第3学年 標本調査

2 目 標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

数学を活用して事象を論理的に考察する力, 数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力, 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度, 問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

《数学的な見方・考え方》

「事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。」

※ 数学の学習において、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考をしていくかという、物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味する。

※ 数学的に考える資質・能力の三つの柱の全てに対して働かせるものである。

(「数学的な見方」は、「事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えること」であり、「数学的な考え方」は、「目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能を関連付けながら、統合的・発展的に考えること」である。)

《数学的活動》

「事象を数理的に捉え、数学の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること。」

※ 「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」であるとする従来の意味をより明確にした。

○ 二つの問題発見・解決の過程

- ・ 日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程。
- ・ 数学の事象から問題を見いだし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する過程。

※ 二つの問題発見・解決の過程は相互に関わり合って展開される。

※ これらの基盤として、各場面で言語活動を充実し、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにする。

○ 主な内容

- ・ 「日常の事象や社会の事象から問題を見いだし解決する活動」
- ・ 「数学の事象から問題を見いだし解決する活動」
- ・ 「数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動」

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。」

「主体的な学び」：生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりする。

「対話的な学び」：事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりする。

「深い学び」：数学に関わる事象や、日常生活や社会に関わる事象について、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考、態度が変容する。

② 各学年で指導する内容について

④ 障害のある生徒への指導

⑤ 道徳科などとの関連

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

① 考えを表現し伝え合うなどの学習活動

② コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段の活用

③ 具体的な体験を伴う学習

④ 用語・記号

(3) 数学的活動の取組における配慮事項

① 数学的活動を楽しみ、数学を学習することの意義や数学の必要性を実感すること

② 見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返ること

③ 観察や操作、実験などの活動を通すこと

④ 数学的活動の成果を共有すること

(4) 課題学習とその位置付け

4 指導事項

(1) 指導事項の学年間移行

① 小学校第5学年 用語・記号「素数」→第1学年へ

② 第1学年 「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ 形の表現」→第3学年へ

③ 第2学年 「多数の観察や多数回の試行による確率」→第1学年へ、

④ 第3学年 「自然数を素因数に分解すること」→第1学年へ

(2) 新規の指導事項

① 第1学年 「Dデータの活用」用語「累積度数」

② 第2学年 「B図形」用語「反例」

③ 第2学年 「Dデータの活用」「四分位範囲、箱ひげ図」

5 移行期間における留意事項

【平成31年度】

現行中学校学習指導要領の指導事項	新中学校学習指導要領から追加して指導する事項
第1学年 2A(1) 2D(1)	第1学年 3(1)のうち「素数の積」に関する部分 第1学年 2D[用語・記号]のうち「累積度数」

【平成32年度】

現行中学校学習指導要領の指導事項	新中学校学習指導要領から追加して指導する事項
第1学年 2A(1) 2D 2D(1)	第1学年 3(1)のうち「素数の積」に関する部分 第1学年 2D(2)ア(ア)、2D(2)イ(ア) 第1学年 2D[用語・記号]のうち「累積度数」
第2学年 2D	第2学年 2D(1)ア(ア)、2D(1)ア(イ)

※ 平成31年度及び平成32年度の第1学年の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2[第1学年]の3(6)の規定は適用しないものとする。

中 学 校 理 科

1 改訂の要点

(1) 目標及び内容の示し方

- ① 目標については、中学校理科全体のねらいを述べた教科の目標と、これを受けた第1分野、第2分野の目標を、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示した。
- ② 内容については、育成を目指す資質能力のうち「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を示している。「学びに向かう力、人間性等」については、第1分野、第2分野の目標にそれぞれ示している。

(2) 内容の改善の要点

学習内容の系統性の確保とともに、育成を目指す資質・能力とのつながりを意識した構成、配列となるように、改善及び充実を図った。

○ 改善・充実した主な内容

- [第1分野] ・ 第3学年に加えて、第2学年においても、放射線に関する内容を扱うこと。
- [第2分野] ・ 全学年で自然災害に関する内容を扱うこと。
・ 第1学年において、生物の分類の仕方に関する内容を扱うこと。

○ 移行した主な内容

- [第1分野] ・ 電熱線の発熱（小学校第6学年から(3)へ）
・ 圧力（(1)の水圧、浮力は(5)へ、他は(1)から第2分野(4)へ）
- [第2分野] ・ 葉・根・茎のつくりと働き（(1)から(3)へ）
・ 動物の体の共通点と相違点（(3)から(1)へ）
・ 生物の種類の多様性と進化（(3)から(5)へ）
・ 自然の恵みと火山災害・地震災害（(7)から(2)へ）
・ 自然の恵みと気象災害（(7)から(4)へ）

※ 各分野とも、内容の(1)及び(2)は第1学年、(3)及び(4)は第2学年、(5)から(7)までは第3学年で取り扱うものとする。

(3) 指導の重点等の提示

3年間を通じて計画的に、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するために、各学年で主に重視する探究の学習過程の例を以下のように整理した。

- ・ 第1学年：自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす。
- ・ 第2学年：解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する。
- ・ 第3学年：探究の過程を振り返る。

2 目 標

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

観察・実験などを行い、科学的に探究する力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

<理科の見方・考え方>

中学校における理科の見方・考え方とは、自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えることである。

○ 探究の過程において、自然の事物・現象を捉える視点である「見方」については、理科を構成する領域ごとの特徴から整理を行った。

- 「エネルギー」を柱とする領域：主として量的・関係的な視点
- 「粒子」を柱とする領域：主として質的・実体的な視点
- 「生命」を柱とする領域：主として多様性と共通性の視点
- 「地球」を柱とする領域：主として時間的・空間的な視点

※ ただし、これらの特徴的な視点はそれぞれ領域固有のものではなく、他の領域においても用いられる視点であることやこれら以外の視点もあることに留意する。また、探究の過程において、これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いることも大切である。

※ 「考え方」については、探求の過程を通じた学習活動の中で、物事をどのように考えていくのかということ

であり、資質・能力としての思考力や態度とは異なることに留意が必要である。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

【主体的な学び】について

自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定や観察・実験の計画を立案したりする学習となっているか、観察、実験の結果を分析し解釈して仮説の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技能を基に、次の課題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を把握したりしているかなどの視点から、授業改善を図る。

【対話的な学び】について

課題の設定や検証計画の立案、観察、実験の結果の処理、考察する場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、科学的な根拠に基づいて議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から、授業改善を図る。

【深い学び】について

「理科の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているかさらに、新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を、次の学習や日常生活などにおける問題の発見や解決の場面で働かせているかなどの視点から、授業改善を図る。

- ② 日常生活や他教科との関連を図ること。
- ③ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

- ① 言語活動が充実するようにすること。
- ② 指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
- ③ 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮すること。また、環境整備に十分配慮すること。

(3) 事故防止、薬品などの管理及び廃棄物の処理

観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

4 移行期間における留意事項

(1) 平成31年度及び平成32年度の理科の指導に当たっては、次の通りとする。

- ① 現行学習指導要領〔第1分野〕の2(1)イ(ア)「力の働き」に規定する事項に、新学習指導要領〔第1分野〕の2(1)ア(イ)①「力の働き」のうち「物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解する」の部分の規定に係る事項を加える。
- ② 現行学習指導要領〔第2分野〕の2(2)ア「火山と地震」に規定する事項に、新学習指導要領〔第2分野〕の2(2)ア(イ)①「自然の恵みと火山災害・地震災害」に規定する事項を加え、新学習指導要領〔第2分野〕の3(4)オの規定を適用する。

(2) 平成31年度の第1学年の理科の指導に当たっては、現行学習指導要領〔第1分野〕の2(1)イ(イ)「圧力」に規定する事項のうち「水圧」の部分に係る事項を省略し、3(2)オの規定は適用しない。

(3) 平成32年度の第1学年の理科の指導に当たっては、次の通りとする。

- ① 現行学習指導要領〔第1分野〕の2(1)イ(イ)「圧力」に規定する事項を省略し、3(2)オの規定は適用しない。
- ② 現行学習指導要領〔第2分野〕の2(1)イ(イ)「葉・茎・根のつくりと働き」に規定する事項を省略し、3(2)ウの規定は適用せず、現行学習指導要領〔第2分野〕の2(3)ウ「動物の仲間」に規定する事項を加え、3(4)ウ及びエの規定を適用する。

(4) 平成32年度の第2学年の理科の指導に当たっては、次の通りとする。

- ① 現行学習指導要領〔第1分野〕の2(3)ア(イ)「静電気と電流」に規定する事項については、新学習指導要領〔第1分野〕の3(5)エのうち、「放射線の性質と利用」に関する規定を適用する。
- ② 現行学習指導要領〔第2分野〕の2(3)エ(イ)「生物の変遷と進化」に規定する事項を省略し、3(4)オの規定は適用しない。
- ③ 現行学習指導要領〔第2分野〕の2(4)ウ「日本の気象」に規定する事項に、新学習指導要領〔第2分野〕の2(4)ア(イ)①「自然の恵みと気象災害」に規定する事項を加え、新学習指導要領〔第2分野〕の3(6)オの規定を適用する。

中 学 校 音 楽

1 改訂の要点

- (1) 感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- (2) 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- (3) **内容構成の改善**
 - ① 「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成し、従前、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。
 - ② 歌唱（第2学年及び第3学年の例）
 - ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること。（思考力、判断力、表現力等）
 - イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。（知識）
 - (ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び曲の背景との関わり
 - (イ) 音の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり
 - ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。（技能）
 - (ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
 - (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能
- (4) **「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化**

「知識」に関する指導内容は、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を領域や分野ごとに示した。「技能」は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべきであることを明確にした。
- (5) **鑑賞の指導内容の充実**

「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

鑑賞の指導においては、音楽を自分なりに評価しながら、そのよさや美しさを味わって聴く力を育てることが大切であり、言葉で説明したり、批評したりする活動はそのための手段であることに留意する必要がある。したがって、生徒一人一人が音楽を自分なりに評価する活動と、評価した内容を他者に言葉で説明したり、他者とともに批評したりする活動を取り入れることによって、鑑賞の学習の充実を図ることができるようにする。
- (6) **〔共通事項〕の指導内容の改善**

従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。
- (7) **言語活動の充実**

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。
- (8) **歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善**

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。
- (9) **我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実**

歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

2 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する。

① 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

② 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

③ 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

④ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

(2) 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮する。

① 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるように指導を工夫すること。

② 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。

③ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

④ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

⑤ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

⑥ 歌唱教材は、我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるものとする。

⑦ 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

⑧ 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者とともに一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。

⑨ 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。

4 移行期間における留意事項

(1) 全部又は一部について新学習指導要領によることができる。

(2) 評価に関しては、現行の学習指導要領の観点に基づき行うこと。

1 改訂の要点

(1) 改訂の具体的な方向性

- ① 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ② 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

(2) 改訂の要点

① 目標の改善

教科の目標では、美術は何を学ぶ教科なのかということを明示し、感性や想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視する。そのため、育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう以下のように目標を示した。

ア 「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。

イ 「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。

ウ 「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性や情操などに関するもの。

教科の目標では、これらのア、イ、ウを相互に関連させながら育成できるように整理した。

② 内容の改善

ア 表現領域の改善

- ・ 「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」「(2)表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし、項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。
- ・ 主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現」(1)において、「ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図った。

イ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

ウ 〔共通事項〕の改善

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、〔共通事項〕を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行った。加えて「内容の取扱い」において、〔共通事項〕の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示した。

エ 各学年の内容の取扱いの新設

第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年においての学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにする。

2 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

・ 生徒に美術科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではない。つまり、新しい授業をつくり出すことを求めているのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

・ 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

② 「A表現」及び「B鑑賞」の関連

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすることを充実させた。

③ 〔共通事項〕の取扱い

・ 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

・ 共通事項が「造形的な視点を豊かにするための知識」であり、造形的な視点について理解する部分である。

④ 「A表現」の(1)、(2)の関連

第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

・ 「描く活動」とは、スケッチや絵、グラフィックなデザインなど平面上に描くことを主とするが、立体の表面に描くことも含まれる。また、「つくる活動」とは主として彫刻や工芸、立体的デザインなどの立体的な表現のことである。

・ 描く活動とつくる活動の双方を取り入れた表現も考えられるが、その際、描く活動とつくる活動を通して身に付けさせる資質・能力を明確にし、単に平面、立体作品を制作させるのではなく、それぞれの活動を通して生徒の個性豊かな表現に関する資質・能力を伸ばし、様々な美術表現に親しめるように全体として調和のとれた指導計画を作成することが大切である。動勢とか量感などは立体でしか身に付かない。

⑤ 「B鑑賞」の指導について

第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。

鑑賞の学習を年間指導計画の中に適切に位置付け、鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定め、確実に実施しなければならない。そのために、鑑賞と表現との関連を考えて鑑賞の指導を位置付けたり、ねらいに応じて独立した鑑賞を適切に設けたりするなど指導計画を工夫する必要がある。

⑥ 障害のある生徒への指導

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加をこれから一層推進していく観点に立って各教科等の指導計画の配慮事項にこれを入れている。例えば、形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。色覚に関する資料等も活用すること。

⑦ 道徳科との関連

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

美術と道徳との関連はこれまでも重視してきており、関連しやすいということもある。伝達のデザインと道徳の関連もつなげやすいし、自分を考える・見つめるということと道徳の関連も考えやすい。

4 移行期間における留意事項

(1) 全部又は一部について新学習指導要領によることができる。

(2) 評価に関しては、現行の指導要領に基づいた4観点で行う。

中 学 校 技 術 ・ 家 庭 科 (家庭分野)

1 改訂の要点

家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することや、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができる資質・能力の育成を目指している。この資質・能力については、実践的・体験的な活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

(1) 目標の改善

改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示す。

(2) 内容の改善

① 内容構成の改善

ア 小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるように、小・中学校においては、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の三つの内容としている。A、B、Cのそれぞれの内容は、「生活の営みに係る見方・考え方」に示した主な視点が共通している。

イ これらの三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象を整理している。中学校では、空間軸を家庭と地域、時間軸をこれからの生活を展望した現在の生活としている。

ウ 内容の各項目は、資質・能力を育成する学習過程を踏まえ、生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程を重視し、各項目は、原則として「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項ア、イで構成している。

② 履修についての改善

「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、家族・家庭の機能について扱うとともに、中学校における学習の見通しを立てさせるためのガイダンスとして、第1学年の最初に履修させることとしている。また、「生活の課題と実践」に係る「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)、「C消費生活・環境」の(3)については、これらの三項目のうち、1以上を選択して履修させ、他の内容と関連を図り扱うこととしている。

③ 社会の変化への対応

ア 家族・家庭生活に関する内容の充実

少子高齢社会の進展に対応して、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、「A家族・家庭生活」において、幼児との触れ合い体験などを一層重視し、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容を新設している。

イ 食育の推進に関する内容の充実

食育を一層推進するために、「B衣食住の生活」の食生活に関する内容を小学校と同様の食事の役割、栄養と献立、調理で構成するとともに、調理の学習においては、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「煮る、焼く、蒸す等」の調理方法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。

ウ 日本の生活文化に関する内容の充実

グローバル化に対応して、日本の生活文化を継承することの大切さに気付くことができるよう、「B衣食住の生活」においては、和食、和服など、日本の伝統的な生活についても扱うこととしている。

エ 自立した消費者の育成に関する内容の充実

「C消費生活・環境」においては、持続可能な社会の構築などに対応して、自立した消費者を育成するために、「計画的な金銭管理」、「消費者被害への対応」に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の改善を図っている。

④ 知識及び技能を実生活で活用することに関する内容の充実

習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、「生活と課題の実践」については、A、B、Cの各内容に位置付け、他の内容との関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うなど、内容の改善を図っている。

⑤ 家族・家庭の機能と生活の営みに係る見方・考え方との関連を図るための内容の充実

家族・家庭の機能をA(1)「自分の成長と家族・家庭生活」に位置付け、各内容と関連を図るとともに、生活の営みに係る見方・考え方とも関連付けるなど、内容の改善を図っている。

2 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

題材などのまとまりの中で、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりを創り出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めること。

(2) 3学年間を見通した全体的な指導計画

中学校3学年間を見通した全体的な指導計画を作成することとし、技術分野、家庭分野それぞれ偏ることなく授業時数を配当する。なお、各分野の連続性を考慮しながら、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させることとする。

(3) 各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年

家庭分野の各項目に配当する授業時数と各項目の履修学年については、技術分野の内容AからD及び家庭分野の内容AからCの各項目に適切な授業時数を配当するとともに、3学年間を見通して履修学年や指導内容を適切に配列する。

なお、「A家族・家庭生活」の(1)については、家庭分野を学習する意義を明確にするとともに、小学校での学習を踏まえ、3学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第1学年の最初に履修させることとする。

各内容の「生活の課題と実践」の項目については、3学年間で1以上選択して履修できるように、生徒及び学校、地域の実態に応じて、系統的な指導計画となるよう配慮する。

(4) 題材の設定

題材の設定に当たっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮すること。その際、生徒及び学校、地域の実態等を十分考慮するとともに、次の四つの観点に配慮して実践的・体験的な活動を中心とした題材を設定して計画を作成すること。

- ① 小学校の指導内容や中学校の他教科等との関連を図るとともに、高等学校での学習を見据え、ねらいを十分達成できるよう基礎的・基本的な内容を押さえたもの。
- ② 生徒の発達の段階に応じて、興味・関心を高め、主体的な学習活動や個性を生かすことができるもの。
- ③ 生徒の身近な生活との関わりや社会とのつながりを重視したもので、自己の生活の向上とともに家庭や地域社会における実践に結び付けることができるもの。
- ④ 持続可能な開発のための教育を推進する観点から、関係する教科等のそれぞれの特質を踏まえて連携を図ることができるもの。

(5) 障害のある児童への指導

障害のある生徒などについては、学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすること。

(6) 道徳の時間などとの関連

家庭分野の指導において、その特質に応じて、道徳について適切に指導すること。

4 移行期間における留意事項

- (1) 全部または一部について新学習指導要領によることができる。
- (2) 評価については、現行の評価規準によるものとする。

中 学 校 技 術 ・ 家 庭 科 (技 術 分 野)

1 改訂の要点

(1) 改訂の具体的な方向性

- ① 生活や社会において様々な技術が複合して利用されている現状を踏まえ、材料、加工、生物育成、エネルギー変換、情報等の専門分野における重要な概念等を基にした教育内容の資質能力や学習過程との関連について、「生活や社会を支える技術」、「技術による問題の解決」、「社会の発展と技術」から内容の改善を図る。
- ② 技術・家庭科（技術分野）の見方・考え方では、技術の開発・利用の場面で用いられる「生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること」などの技術ならではの見方・考え方を働かせ学習することを示している。技術は単なる自然科学の応用ではなく、複数の側面から要求・条件を吟味し開発・利用が決定されるものである。このことを踏まえれば、例えば、どのような新しい価値を創造したり既存の価値に変革をもたらしたりすべきかといった社会からの技術に対する要求と、開発・利用時の安全性、自然環境に関する負荷、開発・利用に必要な経済的負担等の相反する要求の折り合いを付け、最適な解決策を考えることが技術分野ならではの学びとなるのである。そして、この技術の見方・考え方は、技術分野の学びだからこそ鍛えられるという意味で技術分野を学ぶ本質的な意義の中核ということが出来る。さらに、今後遭遇する様々な技術に関する問題の解決場面においても働かせることができるという意味で技術分野の学びと社会をつなぐものともいえる。

(2) 改訂の要点

① 目標の改善

技術・家庭科では、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することや、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができる資質・能力の育成を目指して改善を図っている。その上で、技術分野では、技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を三つの柱により明確にし、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示した。

② 内容の改善

ア 内容構成の改善

現代社会で活用されている多様な技術を「A材料と加工の技術」、「B生物育成の技術」、「Cエネルギー変換の技術」、「D情報の技術」の四つに整理し、全ての生徒に履修させる。なお、各内容を示す順序は、各学校における指導学年などを規定するものではなく、小学校における学習との接続を重視する視点から、生物育成の技術に関する内容とエネルギー変換の技術に関する内容の順序を入れ替えている。技術分野で育成することを目指す資質・能力は、単に何かをつくるという活動ではなく、技術の見方・考え方を働かせつつ、生活や社会における技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策が最適なものとなるよう設計・計画し、製作・制作・育成を行い、その解決結果や解決過程を評価・改善するという活動の中で効果的に育成できると考えられる。このような学習活動と育成する資質・能力との関連を図れるよう、各内容は以下の内容の項目で構成する。

- ・ 技術の仕組みや役割、進展等を科学的に理解することで、技術の見方・考え方に気付き、課題の解決に必要な知識及び技能を習得させることを中心とする内容の改善を図る。（「生活や社会を支える技術」）
- ・ 習得した知識及び技能を活用して、生活や社会における技術に関わる問題を解決することで、理解の深化や技能の習熟を図るとともに、技術によって問題を解決できる力と、自分なりの新しい考え方や捉え方によって解決策を構想しようとする態度などを育成することを中心とする内容の改善を図る。（「技術による問題の解決」）
- ・ 自らの問題解決の結果と過程を振り返ることで、技術の概念を理解し、身に付けた技術の見方・考え方に沿って生活や社会を広く見つめ、技術を評価し、適切な選択、管理・運用の在り方、新たな発想に基づく改良、応用の在り方について考える力と、社会の発展に向けて技術を工夫し創造しようとする態度などを育成することを中心とする内容の改善を図る。（「社会の発展と技術」）

イ 履修方法の改善

技術に関する教育を体系的に行うために、第1学年の最初に扱う内容の「生活や社会を支える技術」の項目は、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容としても指導する。また、現代社会で活用されている多くの技術がシステム化されている実態に対応するために、第3学年で取り上げる内容の「技術による問題解決」の項目では、他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱う。

ウ 社会の変化への対応

生活や社会において様々な技術が複合して利用されている現状を踏まえ、各技術に関連した専門分野における重要な概念等を基にしたものとする。また、技術の発達を支え、技術改革を牽引するために必要な資質・能力を育成する視点から、知的財産を創造、保護及び活用していこうとする態度や使用者・生産者の安全に配慮して設計・製作するなどの倫理観の育成を重視する。あわせて、我が国に根付いているものづくりの文化や伝統的な技術の継承、技術革新及びそれを担う職業・産業への関心、経済的主体等として求められる働くことの意義の理解、他者と協働して粘り強く物事を前に進めようとする、安全な生活や社会づくりに貢献しようとするなどを重視する。

2 目 標

生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力, 判断力, 表現力等)

生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。

(3) (学びに向かう力, 人間性等)

よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

3 指導計画作成と内容の取扱い

技術分野の内容構成については、「技術分野 資質・能力系統表」にも示しているが、「A材料と加工の技術」、「B生物育成の技術」、「Cエネルギー変換の技術」、「D情報の技術」の四つの内容を学習する。今回の改訂では、各内容を「生活や社会を支える技術」「技術による問題の解決」「社会の発展と技術」の三つの要素で構成し、各項目では、アに「知識及び技能」に関する指導事項を、イに「思考力, 判断力, 表現力等」に関する指導事項を示している。

指導計画作成に当たっては、3学年間を通して、いずれかの分野に偏ることなく授業時数を配当し、技術分野、家庭分野それぞれの学習の連続性を考慮し、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させることとする。また、実習の指導について安全に十分留意する。

4 移行期間における留意事項

- (1) 平成30年度から一部または全ての先行実施が可能である。教科の時間数を考え、平成31年度入学生からは、平成33年度の全面実施に向けて計画的な履修を進めること。また、移行期間中の評価については、現行学習指導要領の4観点で行うこと。

中 学 校 保 健 体 育

1 改訂の要点

(1) 内容構成の改善

体育分野については、(1)知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。

保健分野については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とした。

(2) 内容及び内容の取扱いの改善

〔体育分野〕

① 資質・能力の三つの柱を踏まえた内容構造の見直し

豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じた系統性を踏まえて、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。なお、体育分野においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

② 12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

12年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、小学校段階との接続及び高等学校への見通しを重視し、系統性を踏まえた指導内容の見直しを図ることとした。

具体的には、各領域における(2)思考力、判断力、表現力等及び(3)学びに向かう力、人間性等の指導内容の重点化を図ることとした。

③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した内容及び内容の取扱いの充実

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

④ 指導内容の一層の明確化

解説において、従前、技能及び思考・判断で示していた例示を、全ての指導内容で示すこととした。

⑤ A体づくり運動

「体ほぐし運動」において、第1学年及び第2学年では、「手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わり合うこと」と改め、第3学年では、「手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わり合うこと」と改めた。

また、従前、「体力を高める運動」として示していたものを、第1学年及び第2学年で「体の動きを高める運動」、第3学年で「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

⑥ C陸上運動

バトンの受渡しの指導内容を新たに示した。

⑦ D水泳

学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができることを新たに示した。

⑧ F武道

柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすることを新たに示すとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示されているなぎなたに加えて、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

⑨ H体育理論

従前、第1学年で指導していた「(1)ウ 運動やスポーツの学び方」の内容を第2学年で指導する内容に整理するとともに、第1学年において「ア(ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方」を新たに示した。そのため、(1)運動やスポーツの多様性、(2)運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方、(3)文化としてのスポーツの意義で構成することとした。

⑩ 運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習の充実

特別な配慮を要する生徒への手立て、共生の視点に基づく各領域における指導の充実、男女共習の推進などについて、「学びに向かう力、人間性等」の指導内容及び「指導計画の作成と内容の取扱い」に新たに示した。

〔保健分野〕

① 内容の改訂

従前から示されていた中学校における基礎的な知識、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容、及び健康に関わる事象や健康情報からの自他の健康に関する課題を発見し、よりよい解決に向けて取り組む思考

力、判断力、表現力等の内容を示すこととした。その際、配列を見直し、以下の四つの内容で構成した。

ア 「健康な生活と疾病の予防」

個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、内容を学年ごとに配当した。また、生活習慣病などの予防でがんを取り扱うことを示した。

イ 「心身の機能の発達と心の健康」

従前の知識の内容に加えて、新たに、ストレスへの対処について技能の内容を示した。

ウ 「傷害の防止」

従前の知識の内容に加えて、心肺蘇生法などの応急処置の手当の技能の内容を明確に示した。

エ 「健康と環境」 従前どおり

2 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

○ 体育の見方・考え方

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。

○ 保健の見方・考え方

疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成

① 主体的・対話的で深い学びの実現

ア 運動の楽しさや健康の意義等を見出し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

イ 運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。

ウ それらの学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するための深い学びを促すこと。

② 授業時数の配当

今回の改訂によって、保健分野の「(1)健康な生活と疾病の予防」の内容を第1学年から第3学年にわたって指導することとし、「(2)心身の機能の発達と心の健康」「(3)傷害の防止」,「(4)健康と環境」の内容を指導する学年がそれぞれ指定されていることから、各学年おおよそ均等な時間を配当できるようになっている。

③ 障害のある生徒などについて（解説に配慮の例を記載）

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 内容の取扱い

① 体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。

4 移行期間における留意事項

- ・ 平成31年度及び32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】
- ・ 平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。
- ・ 平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

中 学 校 外 国 語

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 外国語の学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通じて、知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。
- ② 外国語学習の特性を踏まえて、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域での目標を設定している。
- ③ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として「聞くこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」の三つの領域を設定し、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、五つの領域の言語活動を通じて、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしている。中学校段階では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

(2) 内容の改善・充実

- ① 互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を一層重視する観点から、「話すこと [やり取り]」の領域を設定するとともに、言語の使用場面や言語の働きを適切に取り上げ、語、文法事項などの言語材料を効果的に関連付けた言語活動とするなどの改善・充実を図った。
- ② 取り扱う語数について、小学校で学習する600～700語に加え、現行の「1200語程度の語」から五つの領域別の目標を達成するための言語活動に必要な「1600～1800語程度の語」に改訂した。
- ③ 文、文構造及び文法事項について、表現をより適切でより豊かにするなどの目的で、「感嘆文のうち基本的なもの」や「現在完了進行形」など数項目を追加した。

(3) 学習指導の改善・充実

- ① 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導をするために、指導計画の作成に当たっては、語彙、表現などを異なる場面の中で繰り返し活用することによって、生徒が自分の考えなどを表現する力を高めること。
- ② 言語材料については、発達の段階に応じて、生徒が受容するものと発信するものがあることに留意して指導すること。
- ③ 授業は英語で行うことを基本とすることを新たに規定した。

2 目 標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

領域別の目標及び内容等

(1) 聞くこと

- ① はっきりと話されれば、日常的な話題について、必要な情報を聞き取ることができるようにする。
- ② はっきりと話されれば、日常的な話題について、話の概要を捉えることができるようにする。
- ③ はっきりと話されれば、社会的な話題について、短い説明の要点を捉えることができるようにする。

(2) 読むこと

- ① 日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取ることができるようにする。
- ② 日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることができるようにする。

③ 社会的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉えることができるようにする。

(3) 話すこと〔やり取り〕

① 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことができるようにする。

② 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いて伝えたり、相手からの質問に答えたりすることができるようにする。

③ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて述べ合うことができるようにする。

(4) 話すこと〔発表〕

① 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で話すことができるようにする。

② 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある内容を話すことができるようにする。

③ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて話すことができるようにする。

(5) 書くこと

① 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて正確に書くことができるようにする。

② 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある文章を書くことができるようにする。

③ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて書くことができるようにする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現、文法の知識を五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

(2) 学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通じて外国語科の目標の実現を図るようにすること。

(3) 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、小学校第3学年から第6学年までに扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。

(4) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

(5) 言語活動で扱う題材は、生徒の興味・関心に合ったものとし、国語科や理科、音楽科など、他の教科等で学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(7) 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

(8) 言語材料については、平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。また、生徒の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項とがあることに留意すること。

(9) 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して言語材料を継続して指導するとともに、音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできることに留意すること。また、発音と綴りとを関連付けて指導すること。

(10) 文字指導に当たっては、生徒の学習負担にも配慮しながら筆記体を指導することもできることに留意すること。

(11) 英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとめて整理するなど、効果的な指導ができるよう工夫すること。

(12) 文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、コミュニケーションの目的を達成する上での必要性や有用性を実感させた上でその知識を活用させたり、繰り返し使用することで当該文法事項の規則性や構造などについて気付きを促したりするなど、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。

(13) 用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるようにするとともに、語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。

(14) 辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。

4 移行期間中における留意事項

小学校・高等学校との接続の観点から、新たに追加した内容と、それを活用して行う言語活動を計画的に指導する。

中 学 校 特 別 の 教 科 道 徳 (道 徳 科)

1 改訂の経緯

- (1) 平成26年10月「道徳に係る教育課程の改善等について」答申。
- (2) 答申を踏まえ、平成27年3月に学校教育法施行規則を改正し、中学校学習指導要領の一部改正の公示。
- (3) 改正中学校学習指導要領は、平成31年4月1日から全面实施。
- (4) 平成29年3月31日に、中学校学習指導要領の全面改訂。
- (5) 移行期間中の教育課程について道徳及び特別の教科道徳については、平成30年度においては、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができるとし、平成31年度及び平成32年度においては、新中学校学習指導要領によることとした。(平成29年7月7日付け文部科学省事務次官通知)

2 改訂の基本方針

- (1) 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐ。
- (2) 今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応である。
- (3) 学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正において、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)として位置付けた。

3 道徳教育の目標

「第1章 総則」の「第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2)

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること」

4 道徳科の目標

「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- (1) 道徳教育の目標と道徳科の目標を各々の役割と関連性を明確にするため、道徳科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」とした。
- (2) 従来の道徳の時間の「道徳的価値の自覚及びそれに基づいた人間の生き方についての自覚を深め」⇒「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、人間の生き方についての考えを深める学習」と改めた。
- (3) 従来の「道徳実践力を育成する」⇒「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

5 道徳科の内容

内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりであるが、生徒にとっての対象の広がりについて以下のように整理した。

1⇒A 主として自分自身に関すること

[自主, 自律, 自由と責任] [節度, 節制] [向上心, 個性の伸長] [希望と勇気, 克己と強い意思]
[真理の探究, 創造]

2⇒B 主として人との関わりに関すること

[思いやり, 感謝] [礼儀] [友情, 信頼] [相互理解, 寛容]

4⇒C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神, 公德心] [公正, 公平, 社会正義] [社会参画, 公共の精神] [勤労] [家族愛, 家庭生活の充実] [よりよい学校生活, 集団生活の充実] [郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]
[我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度] [国際理解, 国際貢献]

3⇒D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ] [自然愛護] [感動, 畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

6 指導計画の作成と内容の取扱い

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(1) 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- ① 主題の設定と配列を工夫する。
- ② 計画的、発展的な指導ができるように工夫する。
- ③ 重点的な指導ができるように工夫する。
- ④ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。
- ⑤ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。
- ⑥ 計画の弾力的な取扱いについて配慮する。
- ⑦ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

(2) 道徳科における指導の基本方針

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、生徒や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。

(3) 指導の配慮事項

- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制
- ② 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導
- ③ 生徒が主体的に道徳性を養うための指導
- ④ 多様な考え方を生かすための言語活動
- ⑤ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

ア 問題解決的な学習の工夫

道徳科における問題解決的な学習とは、生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習。

イ 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫

単に体験的行為や活動そのものを目的として行うのではなく、授業の中に適切に取り入れ、体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めるようにすることが重要。

ウ 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

道徳科において実践活動や体験活動を生かす方法は多様に考えられ、各学校で生徒の発達の段階等を考慮して年間指導計画に位置付け、実践できるようにすることが大切。

- ⑥ 情報モラルと現代的な課題に対する指導
- ⑦ 家庭や地域社会との連携による指導

(4) 道徳科の教材に求められる内容の観点

① 教材の開発と活用の創意工夫

ア 道徳科に生かす多様な教材の開発（柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢）

イ 多様な教材を活用した創意工夫ある指導（地域教材の開発や活用）

② 道徳に生かす教材（教材の具備する要件）

ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

7 道徳科の評価

(1) 道徳科における評価の意義

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

① 道徳教育における評価の意義

他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要。

② 道徳科における評価の意義

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切。

(2) 道徳科における生徒の学習状況及び成長の様子についての評価

授業において生徒に考えさせることを明確にして、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める」という目標に掲げる学習活動における生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

1 改訂の要点

(1) 改訂の基本的な考え方

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

(2) 目標の改善

- ① 探究的な学習の過程を一層重視し、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- ② 各学校の教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することを明確化するなど、各学校が設定する目標や内容についての考え方を明示した。

(3) 学習内容・学習指導の改善・充実

- ① 各学校は総合的な学習の時間の目標を踏まえた探究課題を設定するとともに、課題を探究することを通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- ② 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるように改善した。
- ③ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、次のような活動が行われるようにする。
 - ・ 協働して課題を解決しようとする学習活動
 - ・ 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動
 - ※ 比較する、分類する、関連付けるなどの「考えるための技法」を活用する。
 - ・ コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動
 - ※ 情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮する。
- ④ 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。

2 目 標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようになる。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようになる。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

※ 総合的な学習の時間における探究的な見方・考え方とは、各教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けることである。

○ 各学校において定める目標及び内容

各学校における目標や内容は、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校において定める目標

各学校においては、総合的な学習の時間の第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

- ① 地域や学校、生徒の実態や特性を考慮した目標を、創意工夫を生かして独自に定めること。
- ② 小学校や高等学校との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行われるよう目標を設定すること。

(2) 各学校において定める内容

各学校においては、総合的な学習の時間の第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

(3) 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- ② 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- ③ 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- ④ 探究課題については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。
- ⑤ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
 - ・ 「知識及び技能」については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する「知識及び技能」が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - ・ 「思考力、判断力、表現力等」については、「知識及び技能」をどの状況においても活用できるものとして身に付けるようにすることが大切であり、そのために様々な異なる状況や複雑で答えが一つに定まらない問題に対して「知識及び技能」を繰り返し活用・発揮するようにすること。
 - ・ 「学びに向かう力、人間性等」については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を含むようにすること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成及び内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

① 「主体的な学び」の視点

学習したことをまとめて表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく過程を重視する。そのため、課題設定と振り返りが重要となる。

② 「対話的な学び」の視点

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める。協働的な学習では、グループとして結果を出すことが目的ではなく、その過程を通じて、一人一人がどのような資質・能力を身に付けるかということが重要である。なお、「対話的な学び」は、一人でじっくりと自己の中で対話すること、先人の考えなどと文献で対話すること、離れた場所をICT機器などでつないで対話することなど、様々な対話の姿が考えられる。

③ 「深い学び」の視点

探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。各教科で身に付けた資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが大切である。

(2) 言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

(3) 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができるが、探究的な学習であることが前提となっているため、安易に流用をしないこと。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動が行われるようにし、その際は、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(6) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮すること。

(7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通じて、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

4 移行期間における留意事項

総合的な学習の時間は、教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

中 学 校 特 別 活 動

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。
- ② 学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。この学習の過程は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。
- ③ 特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。

(2) 内容構成の改善

- ① 特別活動全体の目標と各活動との関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることを示した。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目名においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ② [学級活動]の内容構成について、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるように整理した。中学校において、与えられた課題ではなく学校生活における課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の内容を重視する視点から、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の項目を整理した。

(3) 内容の改善・充実

- ① 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

[学級活動]

ア 中学校において「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を、各項目の関連に配慮して整理した。

イ 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。

ウ 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

[生徒会活動]

ア 内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」とし、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。

イ 生徒会活動においてボランティア等の社会参画を重視することとした。

[学校行事]

ア 中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。

イ 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

- ② 学級活動（給食の時間を除く）の標準授業時数は、年間35単位時間とし、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時間を充てることについて変更はない。

(4) 学習指導の改善・充実

- ① 特別活動の深い学びとして、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ② 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。
- ③ いじめの防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場所で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ④ 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

2 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

(1) (知識及び技能)

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動する上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※ 特別活動の特質に応じた見方・考え方とは、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、自己及び集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることである。

3 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- (2) 学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、生徒の発達段階を考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等との指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- (4) 障害のある生徒などについて、学級活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- (5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をする。

4 移行期間中における留意事項

平成30年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新学習指導要領第5章の規定によるものとする。

(=教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。)

中学校 Q & A

2 新教育課程実施に向けてのQ & A

中 学 校

【総則】

Q 1 育みたい「資質・能力」とはどのようなものか。

A 1 新学習指導要領では、新しい時代に必要となる「資質・能力」を次の三つの柱で示している。

- ①何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識及び技能」の習得）。
- ②理解していること・できることをどう使うか（「思考力、判断力、表現力等」の育成）。
- ③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（「学びに向かう力、人間性等」の涵養）。

新学習指導要領では、各教科等において育みたい「資質・能力」が三つの柱に沿って整理されている。その具体化に向けては、学校全体で育てたい「資質・能力」を学校教育目標として可視化し、各教科等のどのような場面でどのような「資質・能力」を育むのか体系的に整理することが大切である。

Q 2 新学習指導要領で取り上げた「見方・考え方」とはどのようなものか。

A 2 子供たちに必要な資質・能力を育むためには、各教科をなぜ学ぶのか、それを通じてどのような力が身に付くのかという学ぶ意義を明らかにする必要がある。教科固有の「見方・考え方」は、各教科の学びの過程の中で、物事を捉える視点や考え方として鍛えられていく。「見方・考え方」を働かせることは、深い学びにつながるだけでなく、大人になって生活していくに当たっても重要な役割を果たしている。「見方・考え方」は、教科の特質に応じて異なるため、全ての子供が多様な教科を学ぶ意義がある。

【国語】

Q 1 改訂の要点（3）にある、「学習の系統性を重視」とはどういったことか。

A 1 国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。これは、現行においても重視しており、これからも変わらずに大切なものである。指導事項及び言語活動例は系統表としても示されている。（中学校学習指導要領解説国語編系統表参照）

Q 2 改善の要点に「学習課程の明確化」とあるが、どんなことが明確になったのか。

A 2 中央教育審議会答申においては、ただ活動するだけの学習にならないよう、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかを示すため、現行の学習指導要領に示されている学習過程を改めて整理している。この整理を踏まえ、〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。留意すべきことは、ここに示す学習過程は、指導の順序性を示すものではないということである。生徒の実態等に応じて教師が工夫していく必要がある。

【社会】

Q 1 履修形態と授業時数に変更はあったか。

A 1 履修形態に変更はなく、第1、第2学年を通して地理的分野と歴史的分野を並行学習し、第3学年で歴史的分野を学習した後、公民的分野を学習する。しかし、授業時数には変更があり、地理的分野115単位時間（5単位時間減）、歴史的分野135単位時間（5単位時間増）、公民的分野100単位時間（増減なし）となった。ただし、社会科全体の時数に変更はない。なお、各学年の分野ごとの履修時間は、地理的分野は第1、第2学年あわせて115単位時間、歴史的分野は、第1、第2学年あわせて95単位時間、第3学年は40単位時間、公民的分野は第3学年で100単位時間である。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成する必要がある。

Q 2 地理的分野「日本の様々な地域」の学習において防災学習が重視されることになったが、配慮しなければならないことは何か。

A 2 実際に自然災害によって被災した地域や被災が想定される地域を取り上げる際には、そこに居住していた人々や今も居住している人々がいることを念頭に、学習の全体を通じて、個人の置かれている状況やプライバシーなどに十分配慮する必要がある。

【数学】

Q 1 数学的活動とは何か。

A 1 数学的活動とは、事象を数理的に捉えて、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行することである。これは、「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりの

ある様々な営み」であるとする従来の意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしたものである。

Q 2 数学における問題発見・解決の過程とはどのようなものか。

A 2 数学的活動として捉える問題発見・解決の過程には、主として二つの過程を考えることができる。一つは、日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決の過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程であり、もう一つは、数学の事象から問題を見いだし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する過程である。これらの二つの過程は相互に関わり合って展開される。

【理科】

Q 1 全学年で自然災害に関する内容を扱うことになるが、第1学年で扱う「火山災害」「地震災害」、第2学年で扱う「気象災害」と、第3学年で扱う「地域の自然災害」との関連や違いにはどのような点があるか。

A 1 「火山災害」、「地震災害」、「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べ、それぞれ「火山」、「地震」、「気象」に関して学習した内容と関連付けて理解させる。したがって、例えばその地域に火山がなくても、記録や資料をもとに全ての地域で学習することになる。「地域の自然災害」については、第1、第2学年での学習を踏まえ、自分が住む地域の自然災害を総合的に調べ、自然を多面的、総合的に捉えながら、自然と人間との関わり方について科学的に考察させる。また、いずれの内容においても、災害だけでなく、自然がもたらす恵みについても合わせて必ず扱うよう留意する。

Q 2 「知識及び技能」の内容の文末表現の違いについて、それぞれどのような意味付けで使い分けているのか。

A 2 「見いだして理解する」は、生徒自身が関係性や規則性などに気付いて理解すること、「関連付けて理解する」は、生徒自身があることと他のあることを関連付けて理解すること、「理解する」は、教師がある程度導くことによって、生徒が理解することを意味している。「知る」は、教師が情報を与えたことについて、生徒が知ること、「認識する」は、生徒自身が複数の理解する（した）内容から、物事の本質や意味を理解することを意味している。

【音楽】

Q 1 [共通事項]について、現行からの変更点はあるか。

A 1 現行では[共通事項]アの本文に「音色、リズム、速度…」といった要素の具体例が示されたこと
によって、[共通事項]は「要素そのもの」を学習することという誤解が一部に見られた。したがっ
て、今回の改訂では、要素の例示を「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(9)において、
配慮事項として示した。また、文末に「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」
を加えた。知覚・感受することに留まらず、関わりについて考える重要性を明確にした。

【美術】

Q 1 [共通事項]ではどのような資質・能力を身に付けさせるのか。

A 1 「A表現」、「B鑑賞」のどちらの領域でも必ず指導しなければならない事項である。事項の内容は
「ア 形や色彩などの性質や感情にもたらす効果の理解」「イ 全体のイメージや作風などで捉える
ことの意味」で、美術科の場合、身に付ける資質・能力の内、この[共通事項]のア、イのみが「知
識」に当たる。また、ここで求める「知識」は、一問一答で答えられる知識ではなく、造形的な視点
として生きて働く知識である。

Q 2 「造形的な視点」とは、具体的にどのようなものか。

A 2 造形的な視点とは、造形を豊かに捉える多様な視点であり、一つは、「形はどうだろう。」「色彩
はどうだろう。」「材料は。」「光は。」などと、「造形の要素に着目して、それらの働きをとらえ
る視点」であり、解説書ではそれを「木を見る視点」と示している。

もう一つは、「全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点」で、解説書
では「森を見る視点」と示している。造形的な視点は、美術科ならではの視点であり、教科で育て
る資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。

【技術・家庭（技術分野）】

Q 1 第2節 技術分野の目標と内容2(6)にある統合的な問題とはどのような内容を示しているのか。

A 1 統合的な問題とは、技術分野の内容AからDで学習する複数の技術を用いないと解決できない問題
を指す。例えば、1年時に「B生物育成の技術」の学習で学んだ露地栽培の技術を生かし、3年時の

「D情報の技術」の計測・制御の技術と組み合わせて栽培に適した明るさをLEDライトの制御により実現する植物工場の設計等というような学習が考えられる。ただし、コンピュータによるコンテンツ作成等と計測・制御の組み合わせは、同じ情報の技術の内容であるため統合的な問題とはならないので、注意が必要である。

【技術・家庭（家庭分野）】

Q 1 「A 家族・家庭生活」に幼児と触れ合う活動に加えて高齢者など地域の人々との協働が新設されたが、その背景は何か。また、どのような留意点が考えられるか。

A 1 高齢者など地域の人々と協働することに関する内容を新設した背景は、高齢化社会の流れを受けて、生徒が地域の人々とのつながりや信頼を深め、地域への親しみや密着がもてるようにすることを意図している。高齢者については、高等学校の高齢者への介護につなげていくねらいがあるため、中学校では、介助程度の活動にとどめることも大切である。

【保健体育】

Q 1 今回の改訂を受け、保健体育科全体を通してどのような授業づくりが必要か。

A 1 今回の改訂では、心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現を引き続き重視しており、運動分野においては、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等に関わらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方が共有できるよう内容が改善されていること、保健分野では、現代的な健康課題の解決に関わる内容や心肺蘇生法等の技能について内容が改善されていることを理解の上、運動やスポーツが楽しいと感じる授業づくりが必要である。

Q 2 保健分野の指導計画作成上の留意点はどのようなことか。

A 2 従来3学年で取り扱うものとしていた「健康な生活と疾病の予防」は、個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、内容を学年ごとに配当することとした。これにより、保健分野の指導は各学年16時間程度となり、おおよそ均等な時間を配当できるようになっている。全体で48単位時間程度を配当するが、体ほぐしの運動と心の健康、水泳と応急手当などの指導に当たっては、体育分野と保健分野との密接な関連をもたせて指導するように配慮する必要があることから1～2時間の幅をもたせて「程度」としている。

【外国語】

Q 1 中学校1学年の指導計画を作成する際に、特に配慮しなければならないことは何か。

A 1 小学校における外国語活動や外国語科の内容、指導等の実態や生徒の興味・関心等を十分踏まえるとともに、生徒が在籍していた小学校において、どのような時間割編成、指導体制によって授業が行われていたかを把握し、中学校への円滑な接続を図ることが必要である。

Q 2 「授業は英語で行うことを基本とすること」についてのポイントは何か。

A 2 生徒が授業の中で「英語に触れる機会」を最大限に確保すること、授業全体を英語を使った「実際のコミュニケーションの場面」とすることをねらいとしている。生徒が日常生活において英語に触れる機会が非常に限られていることを踏まえ、英語による言語活動を行うことを授業の中心に据えることを意味する。そのために、生徒が積極的に英語を使って言語活動に取り組めるよう、教師自身がコミュニケーションの手段として英語を使う姿勢と態度を行動で示していくことが肝心である。また、教師の英語使用に当たっては、挨拶や指示を英語で伝える教室英語を使用するだけでなく、説明や発問、課題の提示などを生徒の理解の程度に応じた英語を用いる配慮が必要である。そうした趣旨の授業展開であれば、必要に応じて補助的に日本語を用いることも考えられる。

【特別の教科 道徳】

Q 1 年間指導計画を作成する際、学校の重点内容項目を設定するが、教科書で重点内容項目の教材が不足する場合は、どのようにしたらよいか。

A 1 道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならない。ただし、重点内容項目の教材が不足する場合は教科用図書以外の教材をプラスして補うことは可能である。その際、教科書以外に使用が考えられる教材は、文部科学省教材や郷土教材、自作教材、映像教材等も含めて様々考えられる。その一つとして、これまで活用していた副読本教材も考えられるが、これを活用するときの問題は著作権である。その場合、その会社の方針もあるので、問い合わせる必要がある。そして、最終的に副教材等の使用を許可するのは市町村教育委員会になる。また、道徳科に用いられる教材の具備する要件を満たすことが大切である。

なお、教科用図書教材を副教材に差し替える場合、改めて、全ての内容項目やそこに含まれる道徳的価値について指導することの漏れがないようにすることが大切である。

「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」道徳科の教材に求められる内容の観点より教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日、初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分理解した上で、適切に使用することが重要である。

Q2 評価の基本的な考え方はどのようなものか。

A2 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

評価については、個々の内容項目ごとではなく、おおくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として見取り、記述式で行うことが求められている。

道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

Q3 「個々の内容項目ごとではない」ということだが、学期毎に通知表等に記載する際、留意することは何か。

A3 評価については、各学校で評価のための資料や評価方法を明確にしたり、評価結果について教師間で検討し共通理解を図ったりするなど、組織的・計画的な評価に取り組むことが大切である。

通知表の評価の表記については、学校内で十分検討し、一定のまとまり（学期等）の中で評価した結果として、特に顕著と認められる点が発揮された内容項目に係る授業について、評価の中で触れるということが考えられる。特に分かりやすさが求められているので、大きくりな表現と具体的な表現をうまく結合できるとよいと捉えている。

【総合的な学習の時間】

Q1 総合的な学習の時間の第1の目標（2）に新しく「問いを見いだし」という文言が追加されているが、探究のプロセス（①課題の設定 ②情報の収集 ③整理・分析 ④まとめ・表現）のどの段階に当たるか。

A1 「問いを見いだし」の捉えは、幅広く考える。「①課題設定」でもよいし、その前提としてもよい。探究のプロセスはあくまで例示であるため、学校独自のプロセスを設定して構わない。留意してほしいのは、実社会・実生活の中から問いを見いだすということである。

Q 2 評価の観点を設定する際、目標に新たに示された「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に応じて設定するのか。

A 2 総合的な学習の時間における評価の観点は、新たに示された目標や育成する資質・能力である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を踏まえて、各学校が観点を設定するため、必ず入れるものではない。

【特別活動】

Q 1 学級活動の時間は、1週間に1単位時間が基本か。まとめ取りすることはできないのか。

A 1 特別活動のうち、学級活動は、少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施することとされている。これは、学級活動が、生徒の学級や学校の生活への適応やよりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成に資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。特に、中学校では、教科担任制のため、学級担任と不断に接しているわけではないので、毎週実施し、学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが大切である。こうした趣旨から、学級活動の時間をある特定の期間にまとめ取りすることはできない。また、毎日10分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

Q 2 特別活動と総合的な学習の時間との関連を図った指導を展開するに当たって留意すべきことは何か。

A 2 それぞれの目標や内容を正しく理解しておくことが大切である。

特別活動は「実践」に、総合的な学習の時間は「探究」に本質があるといえる。特別活動における「実践」は、話し合っただけの決めたことを「実践」したり、学んだことを学校という一つの社会の中で、あるいは家庭を含めた日常生活の中で、課題の解決に生かしたりするものである。総合的な学習の時間における「探究」は、物事の本質を探ってみ極めようとしていくことである。両者は、学習の過程においては重なり合う面もあるが、目指しているものが本質的に異なる。よって、それぞれの目標や内容に沿った指導を前提とした上で、両者の関連を図った指導を行い、効果を高めていくことが大切である。

新教育課程実施に向けて
－改訂の要点と留意事項－

発行年月 平成30年3月
編集発行 宮城県教育庁義務教育課
〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL 022-211-3643

宮城県教育庁義務教育課ホームページに掲載
<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-download/>



宮城県教育庁義務教育課
資料・様式 ダウンロードアクセス
QRコード



古紙配合率70%再生紙を使用しています

